

第三十一回
參議院商工委員會會議錄第十七號

昭和三十四年三月十一日(水曜日)午前
十時五十八分開会

行政管理厅行
政監察局長 犬丸 實君

○特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

開せられまして、昨年の十二月末までの間の航空機関係の生産実績、これは

けであります。ところがこれらの生産、修理につきましては、現在までの

出席者は左の通り。

委員長
田畠
金光君
理事

上原正吉君
島小幡治和君
清君

特許序總務部長
伊藤繁樹君
事務局側

常任委員會専門員 小田橋貞寿君

特許廳總務部
有権制部
業所
工

議度改正調査審長

本日の会議に付した案件

法律案(内閣提出、衆議院送付)
ラント類輸出促進臨時措置法案

内閣提出、衆議院送付)

審查
許可案(內閣提出)

許法施行法案(内閣提出)

六月新案法案(内閣提出)

憲政法案(内閣提出)

内閣提出) 許法等の一部を改正する法律案

高標法方案(內閣提出)
高標法施行方案(內閣提出)

そこで、この航空機工業の全般的な現況をまず申し上げますと、御承知の通り、日本の航空機工業は、戦争中におきましては、戦時目的のために相当の発達を示し、世界の最高水準にまで技術的にも能力の面におきまして達しましたのでござりますけれども、敗戦後はほとんど廃滅状態になりました。その生産は完全禁止されておったのであります。それが昭和二十七年にこれが再

○政府委員（小出篤一君） それでは航空機工業振興法の一部を改正する法律案の内容につきまして、概略御説明を申し上げたいと思います。

航空機工業振興法は、御承知の通り昭和三十三年法律第二百五十号として施行されたものでございまして、この法律の終局の目的はその總則の第一条にもござりますように、要するに日本におけるおきまする航空機工業の国産化を推進し、國産の航空機工業の確立をはかるということがねらいでございまして、

○特許法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出)

特需あるいは防衛関係等のものを中心にいたしまして、航空機の製造修理が行われておるのであります。一方これららの航空機につきましては、航空機製造事業法という別の法律がございまして、その航空機製造事業法によつて製造修理の許可をいたしておりますのであります。その許可事業者が現在十八社になつておるわけでございます。こういうようなことで、この関連工場等を含めますといふと、おそらく全国で六百社といふような数に達するものと思われます。こういうふうにいたしまして、航空機は、工業的に申しまして、産業の総合的な工業といたしまして非常に重要な地位を今後ますます占めるだろう、こういうふうに考えるわ

開せられまして、昨年の十二月末までの間の航空機関係の生産実績、これは修理あるいは部品の生産面を含めまして、総額累計四百十億円という生産実績を示しております。昨年一年間だけでも百八十八億円というような生産の状況でござります。その航空機の製造機数は六百四十六機、そのうち昨年だけで二百機以上を作つておりますが、ジェット機がそのうちの半分を占めております。エンジン関係につきましては、これはまだ試作の段階で御承知の通りの日本ジェットエンジン株式会社というものがございまして、ここで防衛省の練習機用の小型のエンジンを作つておるという段階でございま

いうものを、そういった外国に依存しないやならないということでは、国産化の推進にならないわけでありまして、そこでまずこの航空機工業の国産化ということをどうしても推進し、かつて国産の技術として非常に世界的に優秀な技術を持っておりました経験を生かしまして、総合工業としての航空機工業を日本国内において確立したい、こういうような意味におきまして航空機工業振興法というものができたわけでござります。

けであります。ところがこれらは生産、修理につきましては、現在までのところ純粹の国産化ということは、ほとんどその諸についてばかりでございませんして、現在まで、これらにつきましては、航空機関係は主として機体なり部品につきまして輸入をしなきやならぬという状況でございます。それらの輸入の外貨の実績は、昨年末までに累計一億一千二百万ドルというような状況でございます。また一方この製造修理のための外國会社との技術提携ということも行われておりますて、必要があるものでありますて、これにつきましては、四十七件の技術提携が行われておりますて、そういうような状況でございます。しかしこういうような状況で、いつまでこのままではございませんので、私はこ

送機設計研究協会というものを設立いたしました。これが昭和三十二年の五月に航空機工業界全般のあげての協力によりまして設立されました。この財團法人輸送機設計研究協会を中心として、國産としての最も適当な形の輸送機を設計するという問題から着手いたしましたのであります。

うと、資本及び準備金の総額または最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額というような限度がございますが、それに対しまして、その限度の二倍まで社債発行の限度を拡張いたしております。それから第二十四条におきましては、同じように設計費用等の繰り延べの特別規定を設けておりまして、この会社が、先ほど申しましたように、であります。これまでから五年間というものは大体試作開発でありまして、普通の営業運転に入りませんので、従つて、それまでの間は、そういう設計とか試作とか試験に要しました費用を貸借対照表の資産の部に計上することを認めました。そうして、五年たちまして、さらには、また七年間、結局成立後十二年といふような間におきまして償却を行うとともに、会社に対する助成措置をとつておるわけあります。反面におきましては、また当然五年間というものは利益もございませんので、利益配当はこれを禁止しております。その他定款の変更とか、あるいは一般的な監督規定とかいうようなことは、通常の例に従つて書いてあるわけでございます。

それから三十一条になりまして、航空機製造事業法の適用という規定がございますが、これはこの会社は製造、販売という製造事業をやる会社ではございませんけれども、その実態は、いわば中央において中核体としての運用をするわけでありまして、実際の具体的な製造といふものは、それぞれ設備を持つおりますが、既存の各会社に責任

の分担をいたしましてやらせておるわけでございます。従いまして、本来ならば、航空機製造事業法の規定をそのまま適用いたしますというと、いろいろ設備の面の制約等のむずかしい規定をとつておるわけでございまして、この会社に対しまして特別の助成的な措置をとつておるということでございまして、この会社が、先ほど申しましたように、であります。

そういうような大体規定でございまして、それといろいろ関連いたしましたこまかい手続等の規定もございまして。あるいは登録税の免除につきましては、附則の方にも書いてあるわけでございまして、あるいは登録税の免除につきましては、今から着手する必要がございます。そういう手続から申しまして、将來は輸出品の飛んでおりまするこういった同じような意味の規定を置いておるわけであります。

そういうような大体規定でございまして、それといろいろ関連いたしましたこまかい手続等の規定もございまして。あるいは登録税の免除につきましては、今から着手する必要がございます。そういう手續から申しまして、将來は輸出品の飛んでおりまするこういった同じような意味の規定を置いておるわけであります。

こういうことでございます。双発のプロペラ機でございますが、これらの性能等につきましては、できるだけ延べ払いますとか、あるいはインドのルーカーの鉄鉱石の鉱山の開発というのねらいであります。そのための飛んでおりまするこういった同じような意味の規定を置いておるわけであります。

なって、これを引き渡すというのを、通例でございます。で、日本はそういうような強力なコンサルタントというのが、現在のところ、率直に申しますと、全体として弱体でございまして、従つてどうしてもそういったコンサルティングという体制が弱体であり、また日本の技術に対する国際的な信用力が低いという面もございまして、プラント輸出契約をするに当りましては、相手国から非常に過大な保証を、ギャランティを求められる場合が多いのであります。従つてその保証条件が、ギャランティを求められる条件が非常に過大でありますために、どうしても輸出契約を引き受けまする企業者といたしましては、そのリスクを自分で背負うだけの自信がないために契約をまずちゅうちょするという例もござりまするし、かりに契約をすることに踏み切る場合におきましても、それらのコンサルティングに伴いまするリスクというものを自分自身の費用リスクにおいて負担しなければならなかったために、そのリスクを輸出価格、コストの中に加算いたしまして契約に応じなければならぬ、従つてどうしても融札価格が高くなるということによつて、国際競争の面において非常に不利な条件をやむを得ず押しつけられておる、こういうようなのが実態でございまして、そこでこの面を何とか打開いたしませんといふと、プラント輸出の促進がむずかしいというのが現状でござります。

協会という代表的なコンサルティング体制がござりますけれども、これとてもまだ相当強力な育成をはからなければならぬ状態でございまして、まず、コンサルティング体制を強化するといふことと、それからもう一つは、今のコンサルティングに伴いまする保証リスク、これを何らかの方法によつて政府がそのリスクをある程度補償してやる、カバーしてやるという制度ができるすれば、業者といたしましては、ある程度そのリスクを政府によつて負担してもらうということによつて、安心して輸出契約に応じられると、こういうことになるわけでございまするので、その面におきましてこのプラント類の輸出に伴う保証損失、ギヤランティに対する損失を政府が補償するといふこと、こういう制度を確立したいというものがこの法律の一口に申しまして骨子でございまして、そこでこのプラント類輸出促進臨時措置法案におきましては、そういう面に伴う保証損失の新規用語としては新しいものでござりますので、これらに対するルティングというような言葉、並びにコンサントというような言葉、非常に耳新しい、法律用語としては新しいものでござりますので、これらに対する定義を書いたのでござりますが、一口に申しますれば、プラントといふのは、各種の鉱工業の生産設備、あるいは通信施設、研究施設、灌漑施設といふような施設、設備であつて、しかもそれが全体としてまとまつた機能を有する。という、工作物、機械設備の総合体と

の単体の機械としてたとえば船舶といふような、非常に大きな契約金額のものでございましても、そういう総合体と見られないものにつきましては、この中に入らない。こういうことでござります。

それからコンサルティングというのは、要するにそういうたびにプラントを外国で建設いたします場合の調査・計画・設計というようなことをコンサルティングと言つてゐるわけでございます。

で、こういうような定義のもとにおきまして、ここに書いておりますリスクの補償ということはどういうことであるかと申しますと、プラント類を輸出いたします場合に、そのプラントの生産能力、あるいは性能とかいうものにつきまして相手方と契約をして、こういった生産能力、こういった性能のものを、工場を建設するということを約束して、設計をし、建設にかかるわけでございます。ところが、できましてから、これを運転してみると、と、初めに約束いたしました、その性能なり、能力と違った結果が出たという場合におきましては、その点につきまして違約金を払わなければならぬと、いうような違約金の支払い義務を書いてある規定も、この保証条項の中に相当あるのが通例でございます。そこでそういうような違約金を払わなければならぬならぬといふような保証条項のついたプラント輸出契約をいたしました場合におきまして、そうして現実にそういう違約金を払わなければならぬといふような事態が起つた場合、あるいは違約金を現実には払わないけれども、そういった違約金を払わなければならぬ

ねような事態が起る前に、そのおそれが生じました場合においては、前もって機械なり、装置をリプレースする、取りかえるというような場合が相当一般にあります。そういった場合においては、それらによって受けました費用の損失というものを政府がある程度補償してやろう、こういうことでございます。で、この補償をするにつきまして、これを——まあ補償という言葉は非常にわかりにくいのでござりますが、損失補償契約というものを政府が締結するわけでございますが、それはプラント類の輸出契約をいたしますする人が、政府に対して申し出ました場合におきましてこれは、申し出るか申し出ないかは自由でござりますが、そういうたった補償契約を締結したいといふ申し出がありました場合には、その内容を審査いたしまして、これらに対しまして一定の条件によって補償契約を締結できる。こういうことがござります。

中のさらに実際の補償金額はどこまで補償するかという、これも限度を設けてあるのです。その補償金額の限度は第五条に書いてありますように、今の補償額に対する百分の七十、七〇%、言いかえますれば百億円の輸出契約の場合においては二十億円の補償額、そのさらに七〇%でありますので、十四億円まで政府が補償をする。こういうことになるのです。

この補償契約の制度というものは、従いまして毎事業年度、政府がこの補償契約の対象として補償契約を締結し得る金額の総額というものを、会計年度ごとに予算総則にこれを計上する必要があるのであります。従つてそのことは第六条に書いてございますが、これを受けまして、昭和三十四年度の予算総則におきましては、三十四年度中に政府が補償契約を締結し得る限度というものを六十億円というふうに一応計上いたしております。この六十億円ということは、これは大体まあ経済企画庁の五ヵ年計画に纏めてあります。このアント輸出の対象の契約金額を約四百億円というふうに想定いたしまして、それに見合ふ金額を一応計上したわけでございます。

それから次は、この制度はまあいわば相互保険的な運営をいたすわけでござりまするので、プラント類輸出者から一定の補償料を取るわけでござります。その補償料に関する規定は第七条に書いてございます。この補償料のきめ方は、具体的には政令で定めるわけですが、この問題はどのくらい損失が発生するだらうか、契約

Digitized by srujanika@gmail.com

件数に対しまして、事故が発生する割合、いわゆる事故率というものを何十四年度におきましては、事故率を一応一〇%というふうに定めまして、その一〇%ということによつて計算をいたしました補償料をこれに払うということにいたしました。言いかえれば、補償料の率ということのは、先ほど申しました補償額、補償金額の限度、それから事故率というものを掛け合せますするというと、一・四%という補償料を国庫に納付する、こうしたことになります。しかしこれは政令でござりまするので、初年度以降の経験を積むに従いまして、漸次むしろ補償料は下げていくといふ方向で考えていいきたいということに大体の了解ができるおります。

こういうようなことがこの制度の骨子でございまして、これによってこの補償契約を締結し、一定の条件に合致いたします場合には、審査をいたしました結果、補償契約を締結し、さらに事故が発生した場合には、一定の条件に従つて補償金額を支払うわけであります。これらの業務は、実際には非常に技術的な問題でございまして、政府の役人だけではとうてい処理し切れない問題が非常に多いのであります。従いまして、先ほど申し述べましたようが、具体的な個々の補償契約の締結等に関する業務は、これは特定の機関に委託することができるという規定を置

きまして、こういった業務は政府の業務でございまするけれども、そういった非常に技術的な面がございまするので、それに必要なかつ適切な組織と能力をもつた公益法人にこれを委託することができるという規定を置きました。この公益法人はさしあたりの具体的に考えておりますのは社団法人日本プラント協会でございますが、これに扱わせるということをございます。しかし、これは委託でございまして委任ではございませんので、最終の決定権はあくまで政府が自分で持つておる、こういうことでございます。

あとはこういうような委託機関として指定しました場合には、これを指定機関と称しておりますが、この指定機関になりました、言いかえますすれば、今の社団法人日本プラント協会が指定機関になりました場合には、この業務に関する限りは、政府の業務でござりまするので、あるいは秘密の保持であるとか、その役員に対する特定の監督とかいう特別の監督規定を第十七条以下に規定をいたし、必要な罰則をこれにつけておる、こういうような状況でございます。

最後に、この法律は付則の第三項に書いてござりまするように、この法律は昭和三十八年三月三十日限り、その効力を失うということになっております。言いかえますれば、昭和三十七年度までの一応の限時法ということになつておりますが、その意味におきまして臨時的なものでございますが、その趣旨は、昭和三十七年度というの企画院の経済五ヵ年計画での最終年度でもございますし、そのころまで

にこのプラント類輸出促進体制といふものを早急に確立したいということとでこれを促進する意味におきまして、一応はそこに期限を切つた、こういうような趣旨でございます。

大体プラント類輸出促進臨時措置法案の内容の概略はそういうことであります。一応説明を終ります。

○委員長(田畠金光君) ちょっと速記記入をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田畠金光君) 速記を起して。

暫時休憩します。

午前十一時四十七分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(田畠金光君) これより委員会を開いたします。

輸出品デザイン法案を議題といいたします。本案は、本日衆議院の商工委員会において可決されたものであります。

これより提案理由の説明を願います。

○國務大臣(高崎達之助君) ただいま議題となりました輸出品デザイン法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の輸出品がしばしば外国デザインの模倣を行うため、海外からこれに対する苦情の申し入れがひんびんとありますことは、すでに皆様御承知の通りであります。このよな事態が繰り返すことは、輸出貿易におけるわが国の国際的信用を著しくそこなうこととなり、ひいては、これに藉口した仕向国の関税引き上げ、輸入制限等を招来するおそれなしといたしません。

互の間にも行われております。すなはち、ある業者がせっかく努力をしてよいデザインの商品を創作し、輸出して、も、直ちに他の業者がこれを模倣し、しかも安価で輸出するため、お互いに値崩しをすることになり、かえつて海外のわが国輸出品に対する信用を害するという、いわゆる過競争の状態を引き起しているわけであります。

このような事態に処する対策といつしましては、現在法制的には、意匠法等工業所有権関係の諸法令、不正競争防止法、輸出入取引法等がありますが、これらは、あるいは私権の保護という見地からの当事者相互間の損害賠償の問題を規制し、あるいはまた不公正な輸出取引に対する制裁を規制しているものであり、いずれもすでに行われてしまつたデザインの盗用に対する事後的規制にとどまつております。

一方、業界の自主的規制策といいたしましては、輸出入取引法に基く輸出組合の意匠協定によって、織維、陶磁器及び雑貨の一部につき、デザインの模倣を輸出にあたり事前にチェックしようととする方法が実施されております。すなわち、輸出組合員が、協定で定めた特定の貨物を輸出ししようとするときは、協定によつて設立した意匠センターにより、その貨物が他人のデザインを盗用したものでない旨の認証を受けなければならぬ、ということになつてゐるのであります。本来デザインの協定の締結を行うことが相当困難で、ある業界も存するのであります。

以上のようないわゆる現行法上の欠陥と、業者の協定により自主的規制が行われていないもの、または協定はあってもその目的達成が困難であるもの、につきましてはこれを政令によって特定貨物に指定いたします。なお、この指定にあたりましては、事の重要性にかんがみ、事前に輸出入取引審議会に諮問することといたします。

第二に、特定貨物を輸出しようとするものは、あらかじめ、次に御説明いたします。認定機関の認定を受けなければならぬことといたします。この認定を円滑、迅速に行い得るようにするため、希望するものにはデザインの登録が受けられることといたしますが、これはあくまでも認定のための便宜的な手段でありまして、権利の設定を意味するものではありません。

第三に、以上の認定の業務を行なう認定機関は、その申請を持って、通商産業大臣が一定の指定基準に適合すると認めたものにつき指定することとし、業務の運営その他につき十分な監督を行うことといたします。

以上簡単でございますが、この法案提出の理由及びその要旨の概要につき御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上御賛同可否わら
次に、この法案の要旨を御説明いたします。

以上のような現行法上の欠陥と、業界の自主的規制の困難さとをあわせ考へまして、特定の機関による輸出品のデザインの事前認定を行ふことを主眼とする本法案を提案いたす次第であります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、輸出貿易上デザインの横倣を防止することが特に必要である貨物であつて、輸出入取引法に基く業者の協定により自主的規制を行われてないもの、または協定はあってもその目的達成が困難であるもの、につきましてはこれを政令によつて特定貨物に指定いたします。なお、この指定にあたりましては、事の重要性にかんがみ、事前に輸出入取引審議会に諮問することといたします。

第二に、特定貨物を輸出しようとすらものは、あらかじめ、次に御説明いたします認定機関の認定を受けなければならぬことといたします。なお、この認定を円滑、迅速に行ひ得るようになるため、希望するものにはデザインの登録が受けられることといたしますが、これはあくまでも認定のための便宜的な手段でありまして、権利の設定を意味するものではありません。

第三に、以上の認定の業務を行う認定機関は、その申請を待つて、通商産業大臣が一定の指定基準に適合すると認めたものにつき指定することとし、業務の運営その他につき十分な監督を行ふことといたします。

以上簡単にございますが、この法律案提出の理由及びその要旨の概要について御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上御賛同賜わら

○委員長(田畠金光君) 本案に対する
質疑は後日に譲ります。

○委員長(田畠金光君) 次に、特許法案外九件を一括して議題といいたします。

疑のある方、順次御発言を願います。

法案を審議いたしました最初の段階におきまして、通産大臣に、私が、私の所感を述べて、ぜひ一度特許庁を見えていただきたいということを申し上げました。われわれも見まして、現状ではいけないという感じがいたしましたので、責任の衝にあられる大臣に親しく

い、こういう心組みであつたのであります。実際にすぐごらんをいただいて、その模様を伺っておりますが、実際にどういう工合にお感じになりましてか、その点を伺いたいと思う。

○國務大臣(高橋達之助君) 栗山委員の御忠告がありましたのですから、私はごく短時間ではございましたけれども、さつそく特許庁の中に入つてみたのであります。なるほど特許庁は表は実につぱであります。中に入つてみると、表と裏はだいぶ違つてゐるということを感じたのであります。特に中に入りますと、きわめて驚いたところに多数の人が、そうして不完全な設備の中で作業しておるということは、まことに同情に値する点があると思ひますとともに、序員がいかにも

熱心に星雲を観察する者として、その研究の進歩に貢献してきました。私は、星雲が非常に熱心にやつておるということに打たれたのであります。ですが、それにもかかわらず、内容を聞いておると、そういうことにつきましては、予想外に決意の取扱いにつきましては、予想外に決意までには長い時間をしておるといふことがありますというと、特許及びその他ありますけれども、特許実用新案のごときは、二年八ヶ月を要しております。それから意匠のごときは、一年五ヶ月を要しておる。それから、商標のごときも、十一ヶ月を要しておる。これはなほ国民の期待に沿わないことだと存じまして、できるだけそれを早く短縮するようにしていかなければならぬ。従いまして、この特許庁の人員等でも、予算の許す範囲におきまして、十分増加してもらってやつていきたい、こういうふうな感じを強くいたした次第であります。

以上、簡単でございますが、御質問にお答え申し上げます。

○栗山良夫君 大体よくごらんをいたいたいと思いますが、その中で、私は大体四点を指摘することができると思っています。

その第一は、最近各官庁とも、環境設備の改善には、非常な努力を払つております。外務省あるいは大蔵省その他役所の新築の進んでおるところもあるわけであります。徹底的な環境の改善をされたところもあります。そろそろおると思いますが、私は決して悪いことではない、公務員の職務能率を高め

思いますが、今日、特許庁のあの複雑な、しかも相当縝密な、科学的な仕事の進めなければならぬ役所といたしましては、きわめて貧弱である。これは何のをおいても緊急に環境改善を必要とする、私はそういうふうに見て参つたのでありますが、この点について、通商産業大臣はどういう立場にお考えになりますか。

○栗山良夫君 私が特許庁から提出を
求めました資料によりますと、一応の
環境改善に要する経費というものが明確
らかになりますて、もちろんこれには
冷房関係の装置は入っておりませんが
が、それを除いて一億二千二百万円ば
かりの数字が計上せられております。
この所要経費は、そう大して大きな値
ではないことはあります。

が、こういうものを早期に実現する上に、通商産業大臣として御努力をされることはいかがでございましょうか。

○國務大臣（高崎達之助君） 今回の三
十四年度の予算には、これは計上する
に至らなかつたことは、まことに残念
でござりますが、できるだけ早い機会に
に、これは次の国会には予算をせひ成立
させたいと思うわけでござります。
○栗山良夫君 これは、あまりこまか
いことになりますが、私がおもんぱか
つておりますのは、あの建物の中に
は、特許庁以外の部局が、たくさん

れぞれ適当な所に転出をされるといふことがあります。それは本年秋ごろだらうということも伺つております。従いまして、若干、あの建物の中の部屋があくときには、全体の計画の一
部分として、環境の改善をしていきませんと、いうことになりますれば、決して合理的な改善はできないと思うのです。
従つて、来年度の予算という工合におおしゃったのですが、本来ならば、何らかの方途を講じて、直ちに総合的な環境、設備に対する計画を具体化されて、そうして、その一部分は、そういう部屋があいたときにすぐに着手をする、こういうようなことでない限りにはでき上らないのじやないかと考えますが、いかがですか。

おつしやったのですが、本来ならば、何らかの方途を講じて、直ちに総合的な環境、設備に対する計画を具体化され、そうして、その一部分は、そういう部屋があいたときにすぐにすぐに着手をする、こういうようなことでないといつぱにはでき上らないのじゃないかと考えますが、いかがですか。

○國務大臣(高崎達之助君) これは通商産業省といたしまして、現在、至るところに各局が分れております。私どもは、やはり実務をとります上におきまして、相当の期間でなければ、局長はやってこられないと思う。現にもう、特許庁の中に、軽工業局と、それから公益事業局が入つておるわけでありますから、ああいつたものは一つに

○政府委員(井上尚一君)仰せの通りに、特許庁としましての審査審判能力の強化という目的達成上、人員の増加と並行しまして、いろいろ設備の改善、近代化ということと同時に、資料の整備充実ということはきわめて緊要でござりますことをわれわれもその点は同感でございまして、従来も努力を続けて参りましたが、今後二つ、外國資料の整備について、できる限りの力を尽して参りたいと考えております。

す。一例として申しますれば、たとえば、英國の特許の公報は、相当長きにわたって欠号分がございますので、この欠号分の入手に要する費用だけでも、四十万円くらいの金額にはなるうかと考えております。

○栗山良夫君 そういう資料を、今、一例を挙げられましたが、要するに特許厅としてこの程度までやれば、まず行政を推進する上において事欠かないと思われる程度の資料請求をするには、大体どの程度の金額が必要であるかというようなことは御計画になつたことございませんか。

○政府委員(井上尚一君) これは毎年予算の交渉時におきまして、文献の整備につきましては、計画を作り、これに基きまして大蔵当局の方とも交渉を続けておる次第でございます。

○栗山良夫君 それから、その次には、この前の委員会でありましたか、行政管理厅、人事院並びに特許厅の政委員にお尋ねをいたしましたが、特許厅の人員不足の問題について人事院總裁もお見えになつておりますし、通産大臣も直接お話を聞いておられると思いますので、どういうお気持でいらっしゃるかを伺いたいと思います。

大ざっぱに申しますと、問題点が二つあるわけあります。一つは、最近おびただしい出願件数があるので、何度も私繰り返して申し上げておるのでは、どうも恐縮でありますが、特許厅件数が大体倍になつておるわけあります。にもかかわらず、特許厅の人員というのはその当時とだいまと同

じであります。従つて、今、町で非難

ごうごうとなつておる審査事務の停滞が当然として出てくるわけであります。従つて、もし少くとも国民が満足する程度の特許行政の促進化をはかるということであれば、相当な人員を今までふやさなければならぬ。特許厅の一部提出されました資料によりますと、所要人員は審査関係、審判関係その他書記等を入れまして三百七十名になつております。これでもなおかつ定員と実在人員との関係上、うまくまだ計画通り、よほど努力をしないついかないということを聞いております。従つてそういう人員の充足を急速ににするという問題が一つ。

それから、ただそういう方針が決定しましても、ただいまの国家公務員の採用の基準と、あるいは給与の基準等からして、かりにそういう方針が決定しても技術官であるこれらの諸君の新規採用ということはきわめて困難である。こういうことをわれわれ伺つておるのですが、なぜかと聞かれておるのです。人事院總裁はどうお考へですか。

○政府委員(淺井清君) ただいまの員の問題でございますが、これは行管局の問題でござりますから、行管長官から御答弁あると思います。

給与の問題でございますが、これは率直に結論を申しますれば、技術者全体の問題でございまして、特許関係の技術者だけの給与を上げるということは、この特許関係の特許の審査に当つておる技術者の給与は、行政職俸給表術者も同様でございます。これは技術者も同様でございます。

○政府委員(淺井清君) こもつともでございます。私ども決してそうでないと申し上げておる次第ではないのでございまます。しかし同じ国家公務員のことでござりまするから、やはりその間はちょっと困難だろと思つております。ただいまのところ、御承知のように、この特許関係の特許の審査に当つておる技術者の給与は、行政職俸給表を漸次分けておるのでございます。

たとえば医療職であるとか教員であるとか、研究職であるとか分けておるのとでございます。ただ特許関係の技術者も同様でございます。これは技術者も同様でございます。

者全体の俸給に関することでもござい

ますし、また同じ国家公務員でございまするから、やはり一般事務の職員が当然として出てくるわけであります。

○栗山良夫君 今にわかにそういう問題が提起されても答える余裕がないところでございます。なお、よく研究しておっしゃつたのですが、これは重要な十五名になつております。これでもなおかつ定員と実在人員との関係上、う

は行政職の俸給表でやつておりますから、そこでただいまお示しのようないで、民間にどんどん流れれる人が出ないと保証はだれもしないわけです。

ます。

○政府委員(淺井清君) ごもつともでございます。ただいまお示しの資料は、だいた資料によりますと、アメリカで

ももう現に悩み抜いて、そうして適當

な解決策だと思いますが、とにかく適

なちやんと措置をとっているのです

ね。現にここに資料がありますが、私

は内容を読み上げません。あなたも十

定められるということになると私は承

知いたしますが、しかしそれの前提を

なしておるのは、やはり国家機関が

必要とする適所に適材を配置するとい

うことが、一番私は大きな目的だと思います。にもかかわらず、今あなたのお話を承つておるというと、一番重要な国家機関に、適所に適材を配置するることは、ちっともお触れにならないで、そ

うして給与の公平だとか、そういうこ

とで困難だというようなことをおつ

しやつておるが、本末転倒ではないで

しょうか。

○政府委員(淺井清君) こもつともでございます。私ども決してそうでない

と申し上げておる次第ではないのでございまます。しかし同じ国家公務員のこ

とでござりまするから、やはりその間はちょっと困難だろと思つております。ただいまのところ、御承知のよう

に、この特許関係の特許の審査に当つて、もう少し人事院總裁としては、こ

の状態はここ数年来急速に解決される

ことがあります。しかし同じ国家公務員のこ

とでござりまするから、やはりその間はちょっと困難だろと思

とだということはお認めになつた。何かしなければならぬといふこともお認めになりました。従つて具体的にそういうことについて、国会に、われわれが要求したものをお報告されるような、そういう近い時期における見通しといふものはお持ちでございますか。

もらえたのです、高等官制度といふのがありますときはですね。ところど六年以來、形式の上ではこれが廢止されたわけでもございませんし、さことに三十年ころまでは、二年間従事をすると弁理士になれるということが幕要綱の中にもあつたのですが、実質的には二十五年来、これがなくなつてゐるのですね。こういう問題に対しても、一體どうするのかというようなことが当然研究されて、それで御答弁にならなければいけないと思うのです。

○政府委員(森井清君) その点はどうも所管事項でございませんので、これは所管の方の方からお答えを願うより仕方がないと思います。

○島清君 そういうふうに人員の充足ができないことは、そういうところにも原因があつて、人事院としてはしかるべき官庁の方にあるいは折衝しておるとか、頼み込んでおるとかというふうに答弁にならないと、委員会の答弁になりやしませんよ。

いるのです。そこで私が研究しただけでも、だから二十五年までは、二年間業務に従事をすると、弁理士という資格がもらえるんです、無条件に。今はそれがなくなつておる。今はそれがなくなつておるから、従つてその特許庁にこられる人々は少くなつておるということです。こういうことは、当然に各官庁の必要とするところの適材を適所に充足せしめるというところの責任感をあなたがお感じになつておるならば、従来はあつたものだかは、当然に各官庁の必要とするところの適材を適所に充足せしめるというところの責任感をあなたがお感じになつておるならば、従来はあつたものだか

ういうお話しであります。先ほど連絡がきて二時半から三時半まで出るとお話しです。あなたのよいではなたのは三時十五分です。そしてあと二十分しかいないということとありますがあ、あなたの時間の観念はどういうことですか。

○島満君　関連して、淺井さん、ここは本会議じゃないのです。委員会であります。委員会というのは、きめをこまかにして掘り下げる質疑討論をするところなんです。そこで、栗山委員が先般来て、あなたにおいでいただきたいといふので、大がい質問の要旨も承知しておられると思うのです。だが、栗山委員の質問に対するあなたの答弁はなっていません。と申し上げるのは、技術者全体の問題だとおっしゃいましたけれども、それから十分研究もしているけれども結論に到達していない、こういう御答弁でございましたが、昨年ですね機械関係で、特許庁の審査審判の者を、技術的に試験しまして、三十一名の方が内定をいたしまして、一人しかお入りになつてないのですね。そういうことはどういうことであるかといいまするというと、部分的にはあなたが抽象的にお答えになつた部分もありますが、今ほんとうに研究しておられれば、栗山委員の質問に対してもお答えにならなければならぬ問題がたくさんあるのです。といいますことは、戦前は特許庁の審査審判の業務に二年間從事をしますと、弁理士という肩書きが

○政府委員(淺井清君) これはもつと
掘り下げて申し上げますれば、公務員の
全体の給与が民間より低いのでござい
ます。これは決して技術者だけが低い
わけじやないので、一般的の事務の職員
も低いのでございます。でござります
るから、ただいま特許審査関係だけを
おっしゃいましたけれども、ほかの方
でもやはり合格いたしまして民間へ逃
げる者も相当あるようと思つておるの
でござります。

それから第二点としまして、この特
許審査関係は、一般の行政職の俸給水準
で現在扱つております。この行政職の水
中でやつておるものでござりますから
ら、研究職とか医療職とか教員とかと
いうような俸給表とは、これは違つて
おるのでござります。そういう点に問
題があるんじやないかと思っておりま
す。

○島満君 ですから二十五年以前は、
二年間審査審判の業務に従事をしてお
れば、弁理士という資格をもらえたん
です。これははどういうふうにお考えで
ありますか。

○政府委員(浅井清君) 私からお答えできることは主として給与の問題でございまして、資格とかあるいは定員とかの方面から、どういうふうに充実していくかということは、これは所管の方からお答え願います。

○島満君 紹介の問題を言つておられるんではないです。人員の充足の方法について、方途についてどういうふうに考えておられるかということを、栗山委員は質問しておられるのです。

○政府委員(浅井清君) これは公務員全体として考えるよりいたし方ないのです。これは公務員全体の給与が民間よりも低い、そこでただいま問題になりました特許審判の充足が困難であるというなら、そこだけ給与をよくするのか、こういう問題が私の方の所管としては帰属するのでございます。

○島満君 予算委員会ではありますから、そういう一般的な問題を開いているのではなくて、特許庁が現に人員の充足に困つておる、そこで仕事の量は数十万件もたまつて、特許を出願しても五、六年かかる。これを打開するのに、あなたの責任範用においてどうされるということの質問を申し上げて

ら、これはなくなつておることは不會理である、これはなくなつしよう。それならもとのように特許庁の方に志望してこちらの人々も多いかもしない、またこれも充足はしやすいということが考えられるのです。あなたは考えておられぬし、研究していない。

○政府委員(岸井清君) ただいまお答え申しましたように、弁理士の問題でございますが、この資格を与えるかどうかということは、人事院の所感事項ではないのでござります。これははどうも、私にどうすればよいかとお尋ねになりますても、人事院としては所管外でござりますから、これはお答えしにくいと思います。

○委員長(田畠金光君) ちよつと委員長から申し上げておきますが、大蔵大臣が出席されておるわけです。決算委員会に出席する時間の関係もございまして、本委員会における大臣の時間も限られておりますので大蔵大臣に対する質問者は、まず大蔵大臣の方に質問をお願いしたいと思います。

○栗山良夫君 私、大蔵大臣に伺いま
すが、私がけさ伺ったところによる
と、二時から三時まで一時間出る、こ

かりまして、今まで参ったわれてござります。お許し願います。これは私の方の内部の連絡の不十分から、さとうな間違ったことを申したのでござります。

○栗山良夫君 去年でしたか、大蔵省の内部の連絡が不十分で、大蔵大臣ちつともお出にならないで、私が大蔵委員をやっていた当時、ずいぶん問題にしたことがあります。そういう連絡のうまくいかないような人は、とくいくよくな人にかえてもらいたい。時間がないですから、いろいろくくだくだと前提になるお話を申し上げません。通産大臣からも、おそらく大蔵といぶ熱心になっておられるから、予算要求のお話を聞いていただいたことと審議しているわけです。ところがわれわれがこれを冷静に見た場合に、特許改正四法をいかに条文の上で整備いたしましたら、日本の特許行政といふのは改善されんという結論にわれわれは今達しつつあるのです。だから、法案を改正することに別に不賛成ではありません。

りませんが、それと同等あるいはそれ以上の努力をもって、特許庁の行政能力を飛躍的に増大させるということが必要である、こういう結論に達した。そこで問題になるのは、職前の一番基準になる年次における特許等の出願件数に比較して、今日は倍である。人員はその当時と同じである。従つてたゞ結論が出ないという状況にあるわけです。毎年々々審決をする件数よりも、審決をしない件数の方が累増しておる。こうしたことでは、出願料を取つておる政府の仕事としては怠慢きわまるものではないか、こういう結論になつてゐるわけです。私は言うのだが、ほかの行政の役所とは違うのですよ。ここは出願料を取つて、そして仕事をやつておるのだから、普通の研究所と違つておるわけだ。買ったお客様は乗つて目的地まで運んでもらわなければならぬ。それを運ばないということですね。これでいけないので、特許庁として、汽車でいえば切符を売つておるわけだ。買ったお客様は乗つて目的地まで運んでもらわなければならぬ。それが運ばなん。その一つの方便として、ただいまの特許庁の環境設備が悪く悪い。中小企業の町工場の設計室みたいなものだ。外務省をりっぱにお作りになることもけつこうだし、防衛厅をりっぱにお作りになることもあります。思いますが、一応一億三千二

百万円ばかりかかるわけだ。これを大臣の責任において緊急に措置せら
れて、日本の特許行政の拡充の一助たらしめる御用意があるかどうか、これ
を伺いたい。

○國務大臣(佐藤義作君) ことしの予算編成に当りまして、いろいろ通産省からも強く要望され、ただいま栗山委員が御指摘になりますように、事務室も非常に古いといいますか、見かけは相当だけれども、中は近代的な特許審査をするのに不適当だ、こういうお話を伺っております。また先ほどお話をありましたように、定員も少ない。件数も非常にふえておる。これを早く処理しなければいけない、こういうお話をでございます。しごくごもつともだと思いまして、いろいろやりくり算段をいたしまして、ようやく本年の予算を作ったような次第でございます。おそらくきわめて少数ではございますが、人員も少しはふやした。しかしながらなお処置しなければならない点もあることは、私どもの方にもいろいろ各方面から御要望がございますし、事情を十分つまびらかにしておるつもりではございますが、ことしの予算に間に合わなかつたことは何とも申しわけございません。ことに事柄の性質が、御指摘になりますように、まことに重大な問題でございますし、こういう事柄がおくれて処理されるということは、これは申しわけのないことでございますので、今後十分予算編成に当りますては氣をつけて参りたい、かように考えております。

いのです。問題は、この法案の中に、出願料その他の諸料金の値上げが入つておるわけです。これにいきなり関連をしているのですが、こまかいことは申し上げませんが、これは特別会計の役所ではありません、御承知の通り。また現業庁でもないわけであります。しかし特別会計でもない、現業庁でもない特許庁の歳出と歳入との予算を見ると、歳入の方が多いのですね。これは黒字になっておるわけです。黒字になつておる、こういう国家公務員の給料までも諸料金でまかなかつておるという役所はどこにありますか。これで何の発明奨励になる。そういう極端な言い方からすれば、現行でも、もつと国家は発明奨励に意を尽すというならば、サービスをすべきである。料金を上げなくとも、今日の停滞しているやつを直す義務がある、こう思います。少くとも政府機関の職員の給料くらいは持つてもよさそうだが、そういうこともない。しかも今度は倍額に上げて、四月一日から上つて、年間四億の収入が九億ばかりになる、それだけのちゃんと原資が……。これはあなたに質問しても、特別会計でないから違うのだとおっしゃるが、それはもう言いうのがれであつて、現実にそれを考えた場合に、そういう答弁は私はいけません。特別会計でないから知らぬとおっしゃつてもだめです。そういうことであれば、料金の引き上げについても、國民はある程度納得するかもしれません。國鉄のサービス改善ということが、あ

これがモットーになつてゐる。私鉄の料金も
そうである。今度引き上げたところ
が、改善しないということでは国民は
納得しません。そういう意味において
て、これはわれわれこの法案を通すか
通さないか、料金の引き上げを認める
か、認めないとということは、一にか
かって大蔵大臣の鶴の一聲にあると思
う。環境設備の改善に即刻応じよう、
人員の充足には応じよう、こういう一
声があれば、すらすらといく。これに
いんねんをつければ、なかなかすらす
らといかない、こういうことです。行
政管理庁がおいでになるから、それを
勧告されたので、その御所信を承わり
たいと思っているが、人事院総裁の先
ほどの答弁はきわめて不満足である。
これは大蔵大臣が去られてから、もう
少しお尋ねをいたしますが、大蔵大臣
の鶴の一聲頼みます。

い。

○栗山良夫君 人員充足の問題です
が、この問題はこまかくお話をきかない
ので、いざれ過度当局からよく説明を
聞かれたいと思いますが、二十人とか
そういうものでないのです。戦争前の
状態に審査速度を戻すために、三百七
十人くらいの定員増が必要であるとい
うことが數字的に出てるわけです。
その三百七十人伸ばしてもおかつ、
今の技術官の國家公務員としての待遇
では、定員は認めたって、きてがない
というわけです。こういう根本的な問
題も人事院総裁にこれからもお尋ねを
するわけですが、そういうことも人事
院総裁が方針をきめた場合にはレジス
タンスをしないようにしてもらいた
い。

最後にもう一つだめ押しをしておき
ますが、来年度の予算のときに考慮す
ると言われますが、料金はもし原案が

通れば四月の一日から上るので。本年中には特別の措置で何とかならない

○國務大臣(佐藤榮作君) これも大蔵大臣より栗山委員はよく御承知でござ

いますが、本年は予算もぜひ成立させて、さらに補正ということを直ちにこの点で考へるということは、他の各省

とのバランスもございますし、私どもそこまで踏み切るわけにはいかないと思ひます。しかしながら特許庁の建物

なりまた審査費をふやすとか、あるいは審査員の給与についてもいろいろ

これは人事院総裁の方から建前を御説明になると思いますが、なかなかむずかしい議論がございまして、技術員だ

からというだけではなかなかその給与が上るわけではないのでござります。しかし私どもも特許の審査という特殊

技能について、何か工夫の余地はないかということを申しておりますから、人事院総裁の方からお話をござります

れば、これまで御指摘になりましたよう十分相談をしまして処置したい、かよう考えてあります。御了承願ひ

○栗山良夫君 本年度はまだ本予算が
決してない。それで、この御用意を願ひ
ます。

成立しておりませんから、そういう時期にお尋ねするのは大へん恐縮ですが、実行に入ったあとで、補正予算等をも

お出しになるときがあれば、そのときに本年度の仕事として補正をせらるということは不可能であるか、そう

いうお気持がないかどうか、これが一つ。それから第二は、たくさんやらなければならぬことがあります、私は

環境改善のことを今言つてゐるわけで
す。補正予算としておやりになる御用
意はないか。それからその他のいろいろ

なことについて、明年度の予算編成に際しては、通産省との折衝において、大蔵省としては十分にこれを尊重して予算措置をせられるかどうか、この二点。○国務大臣(佐藤榮作君)　補正予算に組むか組まないかというお話、これについてはしばらく預らしていただきたいと思います。第二の問題につきましては、先ほど来申しますように誠意を持って、熱意をもつてこの問題の解決に当ります。急速その他問題もござりますから、その方はしばらく預らしていただきたいと思います。第一の問題につきましては、先ほど申しますように誠意をもつて、いかうに考えております。

○島清君　現在工業所有権を譲渡したり、実施権の収入を得たりする場合、法人においてはその利益はそのまま課税されてしまうのです。個人の場合若干の特例はありますけれども、原則としては他の課税とあまり区別されません。そこで二、三点お伺いしたいのですが、法人がかりに技術輸出した場合は、現在も輸出所得の特別控除が認められておりますけれども、その限度は売上高の三%に制限されています。御承知通り現在日本は技術提携によるロイアリティの海外への支払額が受取額よりもはるかに上回っている。この面では極端な片貿易になつていています。技術輸出を振興するためとするとか、あるいは思い切った税制上の優遇の処置というものが必要な気がするのですが、その点についてお答えですか。

○国務大臣(佐藤榮作君)　島委員の御質問、御意見しこそもつともでございます。技術輸出も大いに奨励すべきことと考えておりますので、今回の改

正に当たりまして、三%から技術輸出所得についてはその収入金の五〇%控除という今までにない特例を設けることになりました。これでもなお不十分で、たまたま御指摘のように金額を増すというお話をございますが、税制上の特別措置というものは、他の振り合いということもやはり考えないと、なかなかうまく参らないので、大体五〇%控除という特例で今回は処理したい、かように考えております。

○島満君 これは今三%から五〇%に引き上げようとしているが、種々の制限がついておりまして、業界からはかなり不満が表明されているようですが、これはそれとしまして、私はもとやけり積極的にこの技術の輸出をはからなければならぬのじゃないか、それにいたっては格段の一歩御留意を願いたいのです。それは海外に対する技術輸出の場合ですが、国内でも各企業間の技術交流が盛んになればなるほど、同じような研究を幾つもの会社がやるといふと、競合して行うということとのところが省かれると思います。国内で特許権の譲渡、実施権の収入を得たものは、これを技術開発所得として、たとえば三分の一は非課税にするというような処置を講じてしかるべきじゃないか、私はそう思うのですが、それにいて大蔵大臣はどのように考えるのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 特許権自らが非常に専属の権利になつておりますので、この特許権を実施させます上において、さらに特別な工夫をしろ、こうう質問ですが、この点についてはもう少し研究させていただかないといと、まことにいたしております。これでもなお不十分で、たまたま御指摘のように金額を増すというお話をございますが、税制上の特別措置というものは、他の振り合いということもやはり考えないと、なかなかうまく参らないので、大体五〇%控除という特例で今回は処理したい、かように考えております。

○島崎君 大いに研究願いたいと思ひます。
○栗山良夫君 順序としてまず山口知事
政管理庁長官から伺います。過日あなたの方のところの政府委員において頗つて問題点をお話を申し上げました。また大臣にもお伝え願うように頼んで置きましたので、大体お聞き及びだと思しますが、問題は過日特許庁の行政を監査せられて勧告をお出しになられました。その勧告が私どもがこの法案ちょうど熱心に審議しておる最中にござりしに、その勧告を読みまする出しへなつた。その勧告を読みまするいうと、はなはだ不得要領の、まあ失敗ですけれども、そういう印象を受けたわけです。一番問題は審査官がよけいに仕事をやつているからやめたらよかっただけで、根本的には行政能力拡張の一番大きなエレメントはやはり人の補充である、こういうことに帰納されるようです。ですから、この点をおはすしになつたか、またその後、そこまで目が届かなかつたというとでありますれば、本委員会の審議協力せられて研究の結果必要性をお認めになっておるかどうか、この点を伺いたいと思います。

○國務大臣(山口喜久一郎君) 本委員会の様子は十分私ども承わつておりますて、その後、行政管理庁においても、いろいろこの問題の打開策について、下僚とも相談をいたしております。十七年には千名をこした定員であつたが戦争によつてほとんどの業務潰滅して四百数十名になり、それが十四年はたしか五百四十五名、それ二十八年に七百、去年も増し、この

十四年度にも増して九百六十四名といふことになつておるようですが、しかしながら舞査件数は現在停滞しておるのだけでも二十万件ある、こういうよなことはやむを得ないではないかと思つております。ただ私の方からいろいろ勧論がありまししたような環境設備の改善と相待つて、定員を増加するといふことはやむを得ないではないかと思つておられます中におきましても、非常にむだな出願が多いというような点ですね、こんな点についてやはり多少のPRもして、異議の申し立てなども六〇%から七〇%は通つてないというような実情でありますので、出願者に対するこれらの方途も考えなければなりませんが、一応行政管理庁としては、千名を目標としておりますが、しかしそれもなかなかこの停滞する件数を消化することは困難ではなかろうか、こういう点、私も十分その実情を把握して、これが対策に善処したい、こういうふうに考えております。

○栗山良夫君 長官よくお聞きいただきたいようですが、出願をコントロールするという問題は、これは出願を消すことが國民に与えられた全く法律でどうこうするわけにいかないので、あるいは発明者個人に対してすでに与えられた権利なり具体的な証拠を教えて、そして指導していくという外にないでしょ。そういうことをやらなければもう一ぺん繰り返しますが、笑ひ

話ですが、淺井人事院總裁もよく聞いた。この「科学読売」で特許件数が日本が今最高ですね。日本の特許出願件数が九万七千五百七十、それからドイツが九万六千六百七十二件、ちょっと少い。それからアメリカが七万五千二百十一、それからイギリスが三万九千七百三十、こういう一九五七年の統計があるわけです。それに対して特許庁の建物の面積がどうかといいますと、これは平米で見ますと日本が一万三千二百平米、ドイツは六万平米ある。ものすごく大きな建物、それからアメリカが四万平米、イギリスが二万四千八百平米、約二万五千平米ですね。イギリスは日本より特許件数が半分ぐらいで建物が倍以上、ということです。これは床面積です。それから職員はどうかと申しますと、日本は九百三十二人、ドイツは千八百人いるのです。ドイツは出願件数が日本とほとんど同じで、それから少くて千八百人なります。アメリカは二千三百人、イギリスは九百八十八人、これは日本とほとんど同じで、日本人が頭がよくて今までいたいたいギリスやアメリカ人やドイツ人より一段にすぐれているといふことはないだろうから、その英米すらこれだけの人員を擁して特許の審査に当っている。また現地を調べてきた人の報告によると、きわめて科学的な処理をされていて、アメリカのごときは、それでありますと、きわめて科学的な処理をされていて、アメ

ところが日本の特許庁はそういうものでは全然ありません。先ほど申しました町工場の設計室のようです。そこで科学技術の振興ということが岸内閣の一つのうたい文句でもある以上は、やはりこういうことを真剣になつて取り組んでいかれる必要があることを私は意見として申し上げたい。

○栗山良夫君 それを忘れないよう特許官に因する限り、協力することになりました。やぶさかではありません。よろしくうございますか。

そうすると、あと人事院総裁ですね。先ほどだいぶ問題をばやかされちゃって核心にあれどおりませんがね。私は国家公務員の給与等を扱われる役所として、責任任としてやっぱり給与の公平化ということも、これだけはやっぱり勤務能率に非常に関係のあることですから、私は否定をいたしません。いたしませんが、それ以上に適材を配置するということの方がより重要ではないか。国家機能を完遂していくためには、私はそれの方を重視したいと思います。そういう観点でありますから、私はそれを今までがんばってきました。それでやむを得ないと、現に民間は要だと思います。そういう考え方になりますが、それはそれで結構です。でも、民間はやつているのですからやむを得ないと、そうお考えになられませんか。公平化を、もし適所に適材を配置することができないということであれば、その障害を除くために若干手續をとる必要があると思います。それでやむを得ないと、現に民間はやつているのですからやむを得ないと、そうお考えになられませんでよか。

○政府委員(淺井清君) これは両方ともやはり筋だろうと思つております。公平といふものも筋だろうと思うし、ただいま仰せられた適材を適所に持っていくということとも筋だと思っております。現にただいまの俸給表におましても、職種によつて俸給表を分けている、別個の体系にしているといふことは、やはり適材を適所に持つていく方向に向いているのだろうと思つております。

○栗山良夫君 そういうふうにお認になるとすると、先ほど文官と技術官

う給与をもらつてゐる。その下にいる
円熟した権威ある技術官というものは、
Aプラス・アルファの給与をもらつてゐる。
Aプラス・アルファの給与をもらつてゐる。
いる。それで一向差しつかえないの
だ。こういうシステムというものは当然
考えられなきやならない。それがな
ければ、私はこの問題は解決しないと
思いますが、そういう点についてお詫
えになりませんか。特に特許庁は、先
ほど私が繰り返して申し上げております
ように、日切りの仕事をしているわけ
です。東京駅で国鉄が切符を売
れば、そのお客様が大阪までの切符を買
えば、大阪まで所定の時間に連れてい
かなければならぬ。この義務があ
る。特許庁も同じことですよ。窓口で
出願料をとつて受け付けた以上は、一
定の期限内に、これを結論を出さなければ
ならぬ。そういう義務がある從
所が、係官がないために、するする延
びたということになれば、これはどう
いうことになるか。だからあまり一般
的な問題だ、一般的な問題だとお
しゃらぬで、物事をもう少し深刻に考
えて見られが必要だと私は思
ますが、いかがでござりますか。

○政府委員(淺井清君) 御同感だと申
し上げるよりほか仕方がない、その通り
でございます。

○栗山良夫君 その通りであれば、そ
れを具体化されるような方法といふもの
のいかん、具体化される御用意い
ん。

○政府委員(淺井清君) それはよく
究してみたいと思っております。ど
すればよいか、現にただいまのよう
職階制によらずして給与が上の方法
は、第一、俸給表の等級の号俸がオ

バーラップされてあるということ自体、それから研究職のようなものは現にその特別研究員という形式でもってそのような方法をとつております。たゞお示しのことく、問題になつております特許審査の職員、これは行政職の中ではやつておるものですから、そこでそういう問題が起るのだと思つております。

○栗山良夫君 研究するところまでは大体了承されたようだが、おおよそのめどをつけて、いつごろまでに成案を得るように努力すると、また成案を得るために研究するのには、どういうふうな組織が必要なら必要である、そういうものを考へる、そういうやはり方針というものを總裁として述べになつて、そうしてこの特許行政の完全な遂行にやはり人材院總裁として協力される、こういう意思表示がなければ答弁になりませんよ、それでは。

○政府委員(淺井清君) 私はそのつもりで答弁しておるつもりでござりますが、ただ、いつまでということを申し上げることはできない。また研究する組織なんて別に要らぬと思います。人事院にはその所管の局もございますから、そこで研究すればよろしいと思つております。

○栗山良夫君 しかし非常に緊急性があるということを考えられたら、大体半年で、一べんおよその結論を出すように努力してみましようとか、三月ではりお約束というものはあつてかかるべきじゃないですか。研究はするが、いつのことだかわからぬというのでは、それは行政担当の最高責任者の答弁としては少しあいまい過ぎますよ。

○政府委員(淺井清君) ちよつと今
つまでに成案を得るか申し上げかね
と思うのです。これは実際問題とい
しまして、ほかの技術者の問題もあ
せて研究しなければならぬ、また具
的はどうすればいいかという方法も
えなきやいかぬと思います。

○栗山良夫君 じゃ今ここで総裁に四
答を求めるることは浅井総裁はお人柄
すから私は善意に解釈をしなければ
かぬと思うが、そういう意味で即答
求めるのは無理かもしません。そ
でこの法案を審議している間に、一
ん部局においてよく相談をされて、こ
うして本法案の討論の直前くらいに
は、一応相談した結果、こういう方針
だと、若干それは勤いてもかまいま
ん。かまいませんが、今のようなこと
では困るから、大体の方針というも
のを一べん部局でよく練られて、そ
うしてあらためて一つ御答弁を願いたい
思います。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの
総裁が言われた通りなんでありま
して、これは現にわれわれは研究職並び
に行政部門における技術関係の職員
これはただいま問題になつております
るのは特許審査の審査官でございま
るけれども、それを同程度にやはり
を得ることがむずかしいという問題
ございまして、あわせてわれわれの主
で研究いたしておるわけでございま
す。で、この法案が御審議になります
のが、これはもう非常に差し迫つてな
る問題だと思うのであります、そね
まことに結論が出るかと申されますと
なにか言いにくいと思うのです。ただこ
なにこういたしますということはなか
なれわれとしましては、それな
でにこういたしますといふことはなか
れわれとしましては、それな

われたる考体は、官公部門における技術職員の確保並びに先ほど総裁が申しました科学技術振興の線に沿いまして、こういう職員を確保し、能率を上げるために、やはり人事院として協力し得ることはどうぞういうことである、これを給与上などとして非常に予算要求の努力もいたしたのであります。しかしこれは、不幸にして実現しましても、われわれは人事院として非常に予算要求の努力もいたしたのであります。しかしこれは、不幸にして実現しましても、われわれは人事院として非常なつたのでござりますけれども、今後におきましても、これは喫緊の課題としまして、われわれは研究して参らなければなりません。もちろん研究しなばなしということではないので、これはある時期に、やはり結論を得たい。たとえば、人事院としましては、勧告あるいは報告ということがあるわけですが、一つの問題の結論を出す時期になると、どうかと思いまして、また等級別定数というものを設定いたすということを毎年やるわけでございますが、そういう場合が、一つの時期にならうかと思うのであります。いずれにいたしましても、これは喫緊な問題として、われわれは研究したいと考えております。

○栗山良夫君　いや、私がお願ひしているのは、決してコンクリートになつた成案というものを求めているわけではありません。必要性をお認めになつた以上は、緊急に成案を努めて努力されて、しかも今の人事院で持つておられる機関の能力からして、大よこれくらいのところで、いろいろな案があるでしようが、そういう案をまと

それでなければ、先ほど島君からもお話をありました。本年度のことき三十二名機械学科の学生の採用を内定しておいて、いよいよおいでなさいといつたら、一名しかこなかつた。これでは特許庁の機械部門の審査は、非常に将来大きな支障が生ずるでしよう。こういう現実には、待つたなしの問題がある。それだから、縦裁なり、局長のいわれるような、のんきなことをいっていられない。ですから、大体の目標というものを今相談されて、これくらいいならば、これくらいの研究で成案を得られそうだという、その見込みを——案を見せていただきたいというのじゃないんですよ。そういう見込みを、この特許法を審査しておる最終ごろまでにお聞かせ願えないか、こういうふうに二段でいっているわけなんです。これが無理ですかね。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま申し上げたのでござりまするが、この特許法の御審査になりまする期間といふのは、これは非常に差し迫つてゐる問題だと思ひますので、先ほども申し上げましたように、われわれの研究は、その間にほぼ目途を立てて、こういうふうにやるのだといふわけにはなかなかいかないと思います。

しかしながら、これは先ほども申しましたように、人事院としましては、やはりこの問題だけを切り離してやるというわけには参りませんので、全体的に考へるわけでありますから、そういう時期に、この問題は一緒にあわせ

て考えたし。それまでは研究をして考えたい。まあ先ほども申し上げましたように、たとえば人事院は、おおむね毎年七月の中旬に、報告——現在の公務員の給与が、これでどういうふうになつておるというような報告をいたすわけあります。が、必要があれば、そのときに勧告をいたすわけがありますが、そのときが一つの時期であろうと思ひますし、また年々等級別定数、これは予算定員の範囲内におきまして等級別定数の策定をいたすわけであります。が、こういうのが一つの時期にならう。

そういうことで急いで研究いたしたと思います。

○栗山良夫君 そういたしますと、大へん繰り返して失礼ですが、山口行政管理庁長官は、十人とか、二十人とか、ということではなくて、三百七十何人の特許庁は人員補充として必要とされた、原案に対しても全面的に協力をするということをおっしゃったですよ、あなたが聞いておられた通り。だからこれで、大蔵大臣も努力をするということだから、通産大臣に異議があるわけではないから、ここで意見がまとまる。そうなつた場合に、あなたのところに課せられた任務としては、それがけのワクがきたときに、実際の人員を充足し得るような、やはり労働諸条件というものを整えなければならない義務がある。

そういう意味で努力をされる御用意があるかどうかということを最後に承わっておきます。

○政府委員(淺井清君) 御趣旨に従つて研究するということを、さいぜんから申しておるわけであります。

ただこれは、率直に申し上げますけれども、大蔵大臣は、人事院から話があればと、簡単に、げたを預けられるでございますけれども、財布のひものは、なかなかいつも固いのでございます。大蔵省の方にどうぞ一つ十分におっしゃっていただきたい。

○栗山良夫君 今大蔵大臣は、ツルの一聲だという、だめ押しで、彼は、そういう答弁をされたのだから、それは御心配は要りませんよ。あなたの方は、そういうよそに気がねをしないで、ちゃんと、いつまでも研究々々なうで言つていいで、もう少し前進の答弁をして下さいよ。私は長い間あなたの仕事のなされ振りを知つてゐるから、これ以上くどく口をきわめて申し上げませんが、とにかく誠意ある措置をとつてもらいたい。

○總裁の言葉は、それで私了承するのだけれども、局長は、もう少しほつきりしないといけませんよ。局長が總裁

時代があるということを、およそ二つの場合をおわせましたが、大

体その時期とみていいですか、その時

期までに、本案を一步前進せしめるよ

うな研究をされる、それでいいです

○政府委員(瀧本忠男君) それを用途として研究いたす所存でございます。

○栗山良夫君 それでは通産大臣に、この問題のしめくくりをしておきま

す。

今は、環境設備の拡充の問題と、行政能力の強化のうちで人員補充の問

題、この二つを大蔵大臣、山口行政管

理庁長官、人事院總裁にお尋ねをし

て、ほほ目標を得ることができます

た。そこでもう一つ、問題は、これだけ

でなくして通産省として若干の予算措置

が必要でしようが、おやりにならなければならぬ仕事がまだほかにあります。たとえば今、山口長官が繰返して

P.R.をしなければならぬということをおっしゃいました。

これは本委員会の大竹委員も特許セ

ンターを作つて、情報センターなんか

を作つて、もう少し特許庁の窓口を開

民に開放して、資料の提供なり相談に

よくのれるようにして、こういうことを

おやりにならなければならぬとい

う、これらのこととを含めて、責任大臣

弁理士法は、どうしても、これはもつ

と完成する必要があるということを特

許庁長官も痛感しておるわけでござい

まして、これは今研究中でございま

す。いろいろ再検討を要すべき

点が多いわけでございます。そういう

点につきましては、今後至急研究を

続けまして、なるべく早く成案を得た

いと思っております。

○栗山良夫君 その中でですね、第三

条に、弁理士の資格の特例という条文

が、次回会議には、十分これを検討いたしまして提出いたしたいという

所存でございます。

○栗山良夫君 私は、この弁理士法の

内容は、全般的にはあまりよく読んで

おりませんが、従つて総括的にお尋ね

いたしますが、今度の四法案の改正に

伴つて、この中には旧特許法、現行の

特許法以下いろいろな運用の文章がた

くさん入つております。字句が入つて

おります。そういうものが弁理士法を

改正しなくとも、運用上困られないか

どうか、行政上支障がないかどうか、

これを伺いたい。

○政府委員(井上尚一君) 今般、特許

法等の施行に伴う関係法令の整理に關

する法律案というのを同時に提出いた

しまして、御審議を願つておるわけで

ございますが、この法律案中に、弁理

士法の改正を必要とする事項が規定さ

れておるわけでございます。もつとも

いる人事の増員をはかりますとともに

なお通産大臣の力がいかにも弱く

て、本日は皆さんの御意見として、大

蔵大臣なり、人事院總裁なり、行政企

画庁長官から、あれだけの言質を得ら

れたことは、まことに感謝にたえない

次第であります。十分この点を肝に

銘じまして、特許庁の設備の改善、あ

るいは人事の増員をはかりますとともに

今まで停滯いたしております。

○栗山良夫君 それでは通産大臣に、

この問題のしめくくりをしておきま

す。

今は、環境設備の拡充の問題と、行

政能力の強化のうちで人員補充の問

たいと存じます。

○栗山良夫君 それから次へ移ります

が、今度は、工業所有権関係の法案に

全面的な改正が行われ、改正案を提出

されたのですが、ただ一つ抜けている

のは、弁理士法の改正が出ておりませ

んね。この弁理士法の改正案というの

は、国会へ近くお出しになる御用意が

あるのか。あるいはこのまま、すつ

とさらに進まれるのか、その御方針を

承わりたい。

○國務大臣(高崎達之助君) 御指摘の

弁理士法は、どうしても、これはもつ

と完成する必要があるということを特

許庁長官も痛感しておるわけでござい

まして、これは今研究中でございま

す。いろいろ再検討を要すべき

結果としましての必要最小限度の改正

を、この特許法等の施行に伴う関係法

令の整理に関する法律案において、弁

理士法について行なつたわけでござい

ます。これが、これ以外については、御指摘

の通り弁理士法も非常に古い法律でござ

います。いろいろ再検討を要すべき

結果としましての必要最小限度の改正

を、この特許法等の施行に伴う関係法

令の整理に関する法律案において、弁

理士法について行なつたわけでござい

ます。それが、それと全く学力その他が同等ある

人は、程度以上の人でも、高等官の

制度が廃止された以後に特許庁に入つ

た人は、これは、もう全然資格が与え

られないのですね。そうでしょう。

○栗山良夫君 そうでしょう。ところ

が、それと全く学力その他が同等ある

人は、程度以上の人でも、高等官の

制度が廃止された以後に特許庁に入つ

た人は、これは、もう全然資格が与え

られないのですね。そうでしょう。

○政府委員(井上尚一君) そうなると

思います。

○栗山良夫君 そうでしょう。ところ

が、それと全く学力その他が同等ある

人は、程度以上の人でも、高等官の

制度が廃止された以後に特許庁に入つ

た人は、これは、もう全然資格が与え

られないのですね。そうでしょう。

○政府委員(井上尚一君) そうなると

思います。

○栗山良夫君 そうでしょう。ところ

が、それと全く学力その他が同等ある

人は、程度以上の人でも、高等官の

制度が廃止された以後に特許庁に入つ

た人は、これは、もう全然資格が与え

られないのですね。そうでしょう。

○栗山良夫君 いや、それは方針とし

て、このことは、全く触れていないわけ

でございまして、この点は、非常に

重要な問題でござりますので、今後の

関係法令の整理に関する法律案中に

は、このことは、全く触れていないわけ

でございまして、この点は、非常に

重要な問題でござりますので、今後の

なたたち三人が力を合せて、そうして大蔵省をねじ伏せて、そうしてわれわれの質問の意図が、どこにあるかといふことは、すでに御承知のはずだから、だから近いうちに、そういったような三者で話し合って、あるいは三省でもようございましょう、話し合つて、そこで大蔵省に折衝をされて、しかるのちに委員会の委員の質問に対し答弁されるということだけの誠意があるかどうかということを私は聞いているわけなんです。

○政府委員(島満君) この問題は、やはり所管する大蔵省が指導性をとつてやるべき問題だと私は考えております。

○島満君 じゃ、通産大臣は単独の力で、これを補充されようとされるので

すか。それともまた、補充はなかなか困難はあるが、その困難性を、ある

いは人事院ともあるいは行政管理庁とも相談をされて、そうして大蔵省の方

にあなたの意図されることを了解させて、そうしてすみやかに補充していく

く、こういうような道を講ずるには、ただ、今淺井さんかおっしゃるよう

に、あなただけの責任だからという

こと、あなた単独で独走されて、それを実現されるという御確信がありでござりますか。

○国務大臣(高崎達之助君) これは、もちろん人事院なり、それから行政管

理庁の御尽力を得なければならないと思ふのでございますが、特に技術者の待遇問題等につきましては、これは人

事院なり、また人員をふやすという問題につきましては、行政管理庁のお力を借りまして、力を合せつつ大蔵省と折衝したいと考えております。

○島満君 それは特許庁の人員補充の問題でありますから、当然、大臣が主にならなければいけないということは、これは常識上考へても、私たちには、これは御承知のほどです。

○政府委員(井上尚一君) 御指摘の点に基いて、私はお尋ねをしたいのですが、それによりますと、历年、三十

四、三十五、三十六、三十七、三十八と、お示しをいたいで、それで出願件類十七万六千、それから処理件数ですが、それによりますと、历年、三十

四万一千、こういうふうに逐年別にお示しいだしているのですが、三十七年には十八万二千出願件数がありまし

て、それで十八万六千有余の処理がなされることになつてゐるのです。そ

れで三十八年、三十九年、四十年、四十一年と参りまして、やはり出願件数は十八万四千ですか、処理件数は二十

二万五千ですか、こうしたことになつてゐる。ところが、この審判処理の計

算で見ますと、三十四年も三十五年も三十六年も三十七年も四十年も、

請求件数が四千件ですね。

ところが、これは出願件数がふえて、三十六年も三十七年も四十年も、

三十七年も三十八年も三十九年も、

三十九年も四十一年も、

三十九年も四十一年も、

四十一年も四十一年も、

利用が可能であるという場合には、その方法が、特許の対象になるわけでございます。また将来の問題としましては、その方法の適用、利用によりまして得られた植物自体も、特許の対象には、理論的にはなり得るかと存じます。まだそこまではいつていいようにわれわれとしては考えております。

○栗山良夫君 今の、特許の対象になるとおっしゃつたのは、工業所有権関係の法規で、現在でもできるという意味ですか。ただ一般的に、法的措置を講すればできると、こういう意味ですか。

○政府委員(井上尚一君) ある一定の品種の栽培、それの確保を可能にするような技術的方法でございますね、そ

ういう方法の発明が、もしございますれば、これは特許の対象になり得ると思ひます。

○栗山良夫君 わかりました。

それから、特許法の四十七条に、審査官のことが少し出ておりますが、私は、審査官や審判官の資格を法定する

ということが必要ではないかと思いますが、原案には、それが出ておりません。で、その間の事情をちょっとお伺いいたしたいと思います。

審査官とか審判官というものは、工業所有権制度の中心でありまして、非

常に重要な地位だと思います。審査官なり審判官その人の判断いかんによつて、強力な独占権というものが設定をされる、あるいは喪失をする、こういふことになります。そういうわけでありますから、伺いますというと、ドイツあたりでは、法律でもって資格に関して厳密に規定をしておるようです。

○栗山良夫君 必要を認めていれば大へん残念に考えております。

○栗山良夫君 入れる、入れぬは別と

は、以前からあつたわけでござりますが、ただ関係官廳とのいろいろ協議に

ございますが、この点は、われわれの

ごとに、今回の提出法案中に入つてない

のは、どういう理由かといふ御質問であります。

○栗山良夫君 よくわかつたような、

わからぬようなことだが、要するに、四十七条あたりに、もし委員会

で、入れなければ入れるということですか。そういうことです。

○政府委員(井上尚一君) その通りでござります。

○栗山良夫君 入れる、入れぬは別と

して、委員会の意思決定ですが、入れるとなれば、大体僕らが案を作るわ

けにはいかないだけれども、その案は、どんな案がありますか。あれば、

ちょっと出していただきたい。

○政府委員(井上尚一君) ただいま申しましたように、審査官の資格につい

ては、政令で、これを定めるというよう規定を四十七条の二項に……。

○栗山良夫君 それはいいんですよ。

それは、こちらで考えます。

○政府委員(井上尚一君) 政令案ですか。

しかるに、今回の法案には、そういうものが見当りません。あるいは、何らかの規定をするお考えがありかもしませんが、とにかく原案を拝見しただけでは、そういうことが出ておりません。

そこで、やはり審査官なり審判官というものの格づけを明確にしておく必

取りなしは、どういう工合になさつて、こういうことになつたのか、また、実際に、そういう必要がないとお

認めでございますか。その点を明らかにしておいていただきたい。

○政府委員(井上尚一君) 審査官、審

判官の職務及びその地位の重要性とい

う点にかんがみまして、工業所有権関

係法令中に、この資格に関する規定を設けるということは、きわめて必要か

が適當であろうと存じまして、その点

設けるということは、きわめて必要か

が適當であろうと存じ

て停滯件数も多い。そういう部門を限りまして、一応審査官で審査をして、世界、業界の異議申し立てをまつてあります。まだ幾つか問題が残っている場合でも、それを公告して、関係の学界を通しましたものを、良心的に考えます。検討してみますと、今申しましておられます原因をいろいろさしいに検討してみますと、今申しましておられます原因をいろいろさしいに検討してみますと、今申しましておられます原因をいろいろさしいに検討してみますと、今申しましておられます原因をいろいろさしいに

したように審査官の能力の不十分であるということによって、審査が停滯しているというものは、割に少なくて、むしろ外国人からの出願が非常に多く、しかもその翻訳がきわめてますくて、一読して内容を理解することができ、そういうものが非常に多いことがわかったわけでございます。

そうなりますというと、公告と言いますする技術の公開を代償として、新規の発明には特許が与えられるわけでござりますが、その公告をいたしまして、も、技術を公開したということにならないのではないか、そうしてまたその

学界、業界の方がごらんになつても翻訳文が悪ければ、その内容を理解することができない。そうなりますと、やはり審査官の方から直接その出願人に對しまして、よちよち連絡を取つて、ますいところは直せるとか、そういうようなことで、たんねんにその出願の内容、文章自体を相当手を加えていくのでなければ、にわかに公告することもできないのではないかというふうな問題がございましたので、われわれとしましては、いまだ結論に達しませんで、そういう非常的な措置を講ずることの結論を得ないでいるわけですが、御指摘の点は、業

界、学界としましては、公告になりますれば、その発明の内容がわかるということだけでも、相当大きなプラスになりますが、実は内部で、その停滯になつております。原因をいろいろさしいに

おられます。そこで、今、問題になりますのは、この二行目には「各」がついております。

○栗山良夫君 ものの運び方ですが、大臣、今これだけ二十万件を超える帶貨を、そのまま背負つたままで、そ

うしてやれ行政能力の増進だと審査機関の態勢だとか言つてみたところで、なかなかその気分が出てこぬと思うのですが、こういうものは、やはり

かどうか知りませんが、それは別途の解決方法を講じて、そうして進んでいくというような、そういう構想は必要ではないかと思ひますが、どうお考

えますか。

○國務大臣(高橋達之助君) これはたな上げして別途にして、それを早く解

決するといめどがつくならば、私は

へんどうから、何か簡略な便法を講じて、もっと簡単に早く公告をしてし

まつて、そうして一応さらっとできな

いか、こういう意味のことなんですね。

一口に申し上げますれば、それをたな上げになつてしまつて、新しいものか

は、今のような四角四面の審査をすつと統けているということはなかなか大

使つたので、誤解をまねいたので修正しておきますが、たな上げという意味

に存する次第でございます。

○栗山良夫君 たな上げという言葉を

「繼續して三年以上」云々の文章は全部同じである。そうすると「各」という字

は、いかなることを意味して、おのおののという字があるかないのでは、ど

うように解釈が違うのか、それを一

つ。

○政府委員(井上尚一君) これは、むしろ指定商品についてのといふくらいの意味で御理解願つた方がわかりやす

いのではないかと存じます。きのうで

したか申しましたように、例といふ

としておきますが、そのおののについてといふこと

は、そのおののについてといふこと

とでござりますし、あるいはまた、化

品、そういうふうに指定して参ります

れば、そのおののについてといふこと

とでござりますし、あるいはまた、化

品、そういうふうに指定して参ります

れば、そのおののについてといふこと

とでござりますし、あるいはまた、化

品、そういうふうに指定して参ります

すれば、そのおののについてといふこと

とでござりますし、あるいはまた、化

文を読んでみると、そうはつきり理解できないといううらみがあるのでし、それから法律は、一片の法律になってしまいますが、委員会の質問に対する答弁や、あるいは立案者の意見とは独立して、法律として解釈されるような、その条文によって、独立して解釈されるのが、今までの例のようでございましたけれども、そういう意味ならば、それが、はつきりわかるように書いておくのがいいのではないかと思うのでございます。

○説明員(荒玉義人君) 二項の方の関係の「指定商品」と申しますのは、第七条のいわば連合商標の登録要件を受けて参りまして、要するに類似の商品について出願することができるわけでござります。従いまして、それは指定されるのは、結局連合商標になつておる以上は、類似の商品ということが当然出て参るかと存じまして、むしろ連合商標の場合の指定商品といえば、当然それは類似の商品もありますので、指定商品の中に類似商品がありますことは、当然七条の方から導き出される

二つは取り消されない、これは当然です。それから類似の商品について連合登録商標を持っている、そうすると類似の商品の中のどの商品かの一つについて使っていれば、あとの使わない類似の商品についての連合商標を取り消さない、こうきめるのが当然だと思うのですが、そうきめるにしては、ちょっと文章が足りないよう思うのですがどうですか。

もう一べん申し上げますと、第七条では、同一の商品について三つも四つもの連合商標を認めておる、またそれでは、連合商標は意味をなさないでなければ、連合商標は意味をなさない、石けんなら石けんというのに、ミツワ石けんならミツワ石けんという登録商標があつたとする、そうするとフタツワ石けんというのも、連合商標で石けんについて取つておる、それからミツワ石けんというのも取つておる、これが実際に自分の商標を防護するためにつかれる手段です。ですから石けんのミツワ石けん、フタツワ石け

定商品という中に入るわけでござります。そうしますと、指定商品は、それぞれ二つあるわけでございます。どちらか使つても、とにかく甲の塩酸の商標は取り消しを受けないという趣旨は、今の、指定商品と書きましても説めるのではないかというふうにお答えしたわけです。

て、登録されるものもある。そういう場合、第一類の全部について登録されておる商標を硫酸だけに使っておつら……。今度は、硫酸と同一商標のものの出願して、今度は硫酸には使つてないのだから、不使用だということになるのかどうか、こういうことです。

○説明員(荒玉義人君) 現行法で商標登録をいたします場合に、たとえば一類の中の普通の商標の出願だろうと思いま

た。自己的登録商標にかかる指定商品に類似する商品についても、類似する商標を連合商標として登録を受けることができる。こうあるわけです。その両方の場合があるわけですから、第五十条の二項の場合も、一方だけを指すとは思えない。両方指していると思わねばならない。当然一つの商品について連合商標を三つ持つておる。その三つの中の一つを使っておれば、あとの二つは取り消されないというのは当然の成り行きですから、同一商品について、連合商標を三つ持つておって、そ

○上原正吉君 従いまして、五十条の二項の方には、そういう意味では、指定商品の中には、いろいろ商品が、それには類似する商品が含まれている、それをとにかく一つ使えば、ほかの連合商標は、取り消さない趣旨でございますから、指定商品と書けば、とにかく指定されたうちの何か使えば、不使用取り消しを受けないという趣旨が出てくるのではないかというふうな意味で申し上げたわけであります。

それは塩酸など塗酸というものを指定商品として甲の商標をとつておる、それから乙の商標を硫酸、硝酸というものを指定商品といたしまして、連合商標を取れるわけです。その場合におきまして、あとの方の乙について申し上げますと、指定商品は、硫酸、硝酸でござりますから、硫酸に使いましても硝酸に使いましても、とにかく前の甲という商標は——塩酸の甲という商標は、取り消しを受けないというふうな趣旨でございます。

て登録されてゐる商標は、その第一類の中の何かに使っておれば、全部取り消されることになる。現在受けている、つまり薬をかえて言うと、ば、現在持つてゐる広範な登録範囲ですね、これは、新法になつても、保護されるのかどうか、これが、どこかに規定がないかと思つて見たのですが、見つからなかつたのです、これはどうなんですか。

もつと詳しく述べば、たとえば、第一類の商標は、硫酸についてだけ出願をして登録されることもできるし、今まで

というふうに考えますし、またそうしても立法上、まあ誤解も、そういうのじゃないかというふうにも考えられるわけでございます。

はないかと申しましたのは、もつと正確に申しますと、要するに指定商品の中には、もとの商標権の商品と類似である商品は、もちろん指定されるわけです。それからもとの商標と指定商品が同じの場合におきましても、それぞれ指定商品の中には類似する商品を含んでおるという場合も含めて、指定商品の中には類似するものが指定されておるという意味におきまして、指定商品の中には類似する商品というものが含まれておるというふうに申し上げたわ

んというふうに幾つも防護標章を取つておる、そのうち一つを取つておれば、ほかの連合商標は取り消されない、これは当然の考え方です。ですから、五十条の二項の指定商品についてというのは、違った類似の商品を指すということには、私は、こう書いただけではならぬと思う。

○説明員(荒玉義人君) 類似という場合におきまして、先ほど設例を申し上げましたのは、かりに、もとの商標、甲なら甲という商標がございまして、

るわけです。ただし、一たん登録すれば引きものと決定した後はだめだというのですから、現に登録されておるもののは、もう連合商標にならぬと思うわけですね。現行法で、登録商標になつているものは、相互に類似しておる商品におのおの登録商標としてとられておつても、これは連合商標にはならぬと買うのです。

そうすると、現在、広く登録商標として権利を設定しているもの、たとえば第一類全部について登録商標とし

○説明員(荒玉義人君) 現行法で商標登録の出願をいたします場合に、たとえば一類の中には、御承知のように化粧品、薬剤、医療補助品というふうに指定して取扱の権利が普通の商標の出願だらうと思いま

○説明員（荒玉義人君） 現行法で指
といいます場合に、たとえば一類の申
願をいたします場合に、現在は二類と
は、御承知のように化粧品、薬剤、医

○上原正吉君 そうでないと思うのですが、第七条は、「商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品について使用をするもの」これも、連合商標が受けられる。(つまり同一商品に付する商標に類似する商標を連合商標として登録を受けることができる。それからまた、自己の登録商標にかかる指定商品に類似する商品についても、類似する商標を連合商標として登録を受けることができる。こうあるわけです。そのとができる。こうあるわけです。その両方の場合があるわけですから、第五十条の二項の場合も、一方だけを指すとは思えない。両方指していると思わねばならない。当然一つの商品について連合商標を三つ持つておる。その三つの中の一つを使っておれば、あとの二つは取り消されないというのは当然の成り行きですから、同一商品について、連合商標を三つ持つておって、そのうちの一つを使っておれば、あとの二つは取り消されない、これは当然です。それから類似の商品について連合登録商標を持つておる、そうすると類似の商品の中のどの商品かの一つについて使っていれば、あとの使わない類似の商品についての連合商標を取り消さない、こうきめるのが当然だと思う

はないかと申しましたのは、もつと正確に申しますと、要するに指定商品の中には、もとの商標権の商品と類似である商品は、もちろん指定されるわけです。それからもとの商標と指定商品が同じの場合におきましても、それぞれ指定商品の中には類似する商品を含んでおるという場合も含めて、指定商品の中には類似するものが指定されおるという意味におきまして、指定商品の中には類似する商品というものが含まれておるというふうに申し上げたわけでござります。

従いまして、五十条の二項の方には、そういう意味では、指定商品の中には、いろいろ商品が、それには類似する商品が含まれておる、それをとにかく一つ使えば、ほかの連合商標は、取り消さない趣旨でございますから、指定商品と書けば、とにかく指定されたうちの何かを使えば、不使用取り消しを受けないという趣旨が出てくるのではないかと、いうふうな意味で申し上げたわけであります。

○上原正吉君 どうも、ふに落ちませぬ。

もう一べん申し上げますと、第七条では、同一の商品について三つも四つの連合商標を認めておる、またそれがなければ、連合商標は意味をなさない、石けんなら石けんというのに、ミツワ石けんならミツワ石けんといふ登録商標があつたとする、そうすると

んというふうに幾つも防護標章を取つておる、そのうち一つを取つておれば、ほかの連合商標は取り消されない、これは当然の考え方です。ですから、五十条の二項の指定商品について、ということには、私は、こう書いただけではならぬと思う。

○説明員（荒玉義人君）類似という場合におきまして、先ほど設例を申し上げましたのは、かりに、もとの商標、甲なら甲という商標がございまして、それは塩酸なら塩酸というものを指定商品として甲の商標をとつておる、それから乙の商標を硫酸、硝酸というものを指定商品といたしまして、連合商標を取れるわけです。その場合におきまして、あとの方の乙について申し上げますと、指定商品は、硫酸、硝酸でござりますから、硫酸に使いましても、硝酸に使いましても、とにかく前の甲という商標は——塩酸の甲という商標は、取り消しを受けないというふうな趣旨でございます。

従いまして、硫酸と硝酸は、類似商品でございますが、硫酸も硝酸も、指定商品という中に入るわけでござります。そうしますと、指定商品は、それぞれ二つあるわけでございます。どちらか使っても、とにかく甲の塩酸の商標は取り消しを受けないという趣旨は、今の、指定商品と書きましても読める力ではないかと、いうふうに回答え

るわけです。ただし、一たん登録すれば、それが決してだめだというのではありませんから、現に登録されておるものには、もう連合商標にならぬと思うわけですね。現行法で、登録商標になつておるのは、相互に類似しておる商品におのおの登録商標としてとられておつたとしても、これは連合商標にはならぬと思うのです。

そうすると、現在、広く登録商標として権利を設定しているもの、たとえば第一類全部について登録商標として登録されておる商標は、その第一類の中の何かに使つておれば、全部取り消されることがないことになる。現在受けている、つまり言葉をかえて言つて言えば、現在持つておる広範な登録範囲ですね、これは、新法になつても、保護されるのがどうか、これが、どこかに規定がないかと思つて見たのですが、見つからなかつたのですが、これはどうなんですか。

もつと詳しく言えば、たとえば、第一類の商標は、硫酸についてだけ出願をして登録されることもできるし、今では第一類全般について登録を出願して、登録されるものもある。そういう場合、第一類の全部について登録されおる商標を硫酸だけに使つておつたるのかどうか、こういうことです。

うふうな場合もありまして、それは塩酸だけ指定して取る場合もありますが、大部分の場合は、先ほどのようないくつかの商品を指定する場合に、新法の商標権とみなされるわけでございますが、その場合には、指定商品としては、化学品と、薬剤、医療、補助品という三つの指定商品を指定して商標出願をされ、権利を持っている品としては一応使ったということになりますように考えておりますので、たとえば塩酸だけにしか使っていないといふ場合におきましても、それは化学品としては一応使ったということにいたしましよう。しかし薬剤、医療補助品につきましては、これは使っていないといふことになりますて、そういう大部分の場合におきましては塩酸だけに使えば、化学品は生きるけれども、ほかのものは取消しを受けるといふような実体に、新法のもとでは、なるのではないかというふうに、一応考えております。

○説明員(荒玉義人君) ただいま上原委員の御質問ですと、第一類にかりに指定した場合に、現行法でいいますと、先ほどの例でいいますと塩酸についても登録は取り消しを受けないと、塩酸だけ使っておりましても、化学品はもちろんのこと、薬剤、医療補助品についても登録は取り消しを受けないと、いうことに、現行法はなつておるわけなんですが、その点新法でいいますとおきましては、塩酸だけにしか使わなければなりません。塩酸だけにしか使わなければなりませんが、その他の者は取り消しを受けるということになるかと思いますので、その場合はおきましては、権利者の方々のお方は、まず薬剤、医療補助品ということに使うというのですと、何も同じようにお考え願えればいいのですが、その他の取り消しを受けるということになります。そこで、この問題におきましては、あくまでございますが、たゞ、医療補助品には、とても自分のマークは使わないといふふうな場合におきましては、あるいは防護標章というものを同時に使っておきますと、その防護標章は、使わなくとも取り消しを受けないと、いうことになるわけでござりますので、安全に自分の商標権が守れるということになるんじゃないかと思います。

ようであります。ですから、現在持つておる登録商標を連合商標に変更することを許さなければ、大へん不都合なと思いますが、この点はどうですか。
○説明員(荒玉義人君) 先ほど塩酸と薬剤というのは、類似か非類似かという問題が、実体的に、そこらあたりの問題があると思いますが、まあこれでは商品の類似という点につきましては、この前、当委員会で説明があつたかと思いますが、ケース・バイ・ケースで相当變っていく問題だと思いますが、薬剤として使われる塩酸と工業用その他の塩酸というふうに、まあ塩酸と申しましても、いろいろあるかとおもいますが、薬剤としての塩酸と普通の塩酸とでは場合によりましては、製造部面、販売部面その他の面で相当差はあるというふうにも考えられますので、一應、非類似商品ということにしておるわけでござります。
従いまして、そういう前提に立ちますと、ただいまのような場合におきましては、塩酸のものとの商標権者は、薬剤につきましては非類似商品といたしますと、連合商標というものによって救済できるということにはならないんじゃないかと思います。従いまして、かりに新しく塩酸なら塩酸について、自分の商標を保護しようという商標権者でありますれば、やはり防護標準などいうことでいくことになるのではないかと思います。

す。何かテーブルをぶやしてみたり、それからリノリウムを敷いてみたり、これから壁を塗つてみたり……。これが能率にも影響はいたしましょうが、能率でも、しかし何が肝心かなめの機器類というようなものを、何かお忘れになつておるような気がするのですが、これはあれですか、床内におけるところの審査審判事務に携わっておりますが、職員の意見等も十分に反映をした資料はないでござりますか。

○政府委員(井上尚一君) 機械関係の経費が少いではないかという御指摘でござりますが、今の特許庁施設整備課の中ほどから少し下の方に、能率同じく関係器具備品というのがございまして、このあと五枚目ぐらいに内訳がございますが、複写機でございまして、すとか、計算機でありますとか、印字機でありますとか、そういうようなもののを、ここにわれわれとしては考えておるわけでござります。

今日のわれわれとしましての設備の近代化といいますか、そういう点からまず第一歩としましては、能率向正面機械器具の整備とカード化を徹底化を図らざしていくということから、まず出発すべきではないかと思うわけでござります。まして、あるいは島委員の御質問のね気持の中には、コンペア・システムでござりますとか、そういうような非常な大きな機械的なものをいうお氣持をしまして、特許庁の現在の建物、そういうような現在の建築を前提としたいたしまして、その中で、人員増加と並行いたしまして、できるだけ審査、審判の

能率増進に寄与するような改善、そして、この観点でカード化ということと、申し上げました能率的な機械器具の小限度の採用ということを、ここに応考えてみたわけでございます。

○島清君 そういたしますと、何か、先ほどは栗山委員の質問に対しまして、大臣が防衛庁のあとを通産省がもって、そうして特許庁もそこに移りたいと、こういうような御趣旨ございましたが、そうすると、大臣が御答弁の趣旨と長官の御答弁の趣旨は、いさかかども食い違うと言えます。語弊があるといたしまするならば、これがございましたが、そのように隔たりがあるような気がするのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(井上尚一君) 大臣が先ほどの申されましたのは、防衛庁があきらめた場合に、通産省がそこに引越す予定である。その場合には、今の特許庁の建物の中にいる公益事業局、輕工業局、そういうのが通産省と一緒にそちらに移ることになるので、今使用しております特許庁の建物全部が、大体特許庁としてこれを使用することができる、そういう前提で、特許庁の今のゆきふれの改築といふことをわれわれとしては考えておられたわけござります。

○島清君 私はこちらの委員会の方に出て参りますときに、あなたのところの特許庁技術懇話会という方の人からこの資料を出されたのですけれども、それを拝見しますと、能率を達成するためには、あの庁舎では非常に狭い。だから人員の増員計画を立てても、庁舎が狭隘では、必ずしも目的の能率を發揮することができないじやないかといふようなことで、かなり明細

な坪数等も出して、ここに要望書といいますか、懇談会の職員の考え方が、ここに表明されているのですが、おそらく私の手元へ参つております書類でありますから、長官のところにも参つておると思いますが、それで、私は先ほどの計画の中には、そういうような業務に携わる技術職員の意見というものが反映をしておるかということをお尋ねしたわけなんですが、それによりますといふと、ずいぶんそいつたような計画をされまして、収容する能力がないし、またおそらく集まらぬだろうというようなことを言つておるわけなんですが、現在のような状態では、特許庁が委員会の方に発表しておられまするような人員は、おそらく集まらないだろうと、こういうこれまでの人員を増加されまして、それだけの人員を増加されると、今、この状態では、特許庁が委員会の方に発表しておられまするようないい状況であります。

○政府委員(井上尚一君) 先般特許庁

とは言つておりますけれども、今、こ

れだけの人員を増加されると、そし

て今の庁舎で、十分に仕事をやつて能

力を發揮することができるという前提にお立たんとございます。

○政府委員(井上尚一君) 先般特許庁

としましてお配りしました資料は、わ

れわれとしましては部内で審査関係各

部とも協議の上、これはもちろん作りました資料でございます。それで、お

手元に技術懇話会という方からの資料

が届いているようでございますけれど

も、これは特許庁の中の技術関係職員

の団体でございますが、私どもの考え

といつしましては、もちろん技術懇話

会、今御指摘の資料の方では、たとえ

ば新庁舎建築費として十六億円とか

うようないろいろな資料がここに出

ておるわけでござります。私どもとし

ましても、理想から申しますれば、そ

ういうふうに将来は新しい庁舎を作る

云々というて、かなり数字を示して書

いているわけなんですね。井上長官ど

ことも、理想としてはもちろん、われ

われとしては思わないわけではござい

ますけれども、一舉に、直ちにそこま

でいきますよりは、われわれとしまし

ては、国民の方からの強い要請でござい

ますが、今たまっている審査、審判

の停滯件数というものを、できるだけ

これを迅速に解消していく。そういう

審判の実務の改善という、もう少し地

道などから、できるだけ、われわ

れとしては改善の手をつけて参りたい

ということ、この案を作ったわけでございまして、もちろんいろいろ今後

の大きな理想と申しますか、将来の目

標としましては、われわれとしまして

も、もつともっと機械化する、あるいは

現在のスペースを画期的に増大する

といつても、だんだん考えていくた

めの問題としましては、実現の可能

性の濃厚な、そういう限度におきまし

て、案を作りますことが、むしろわれ

われの誠意を示すゆえんであり、この

委員会において、十分われわれ御理解

と同情をもつて御審議願えますゆえん

であろう、かように考えた次第でござ

います。

○島清君 こういうことを言つている

んですね。「現在の特許庁の建坪数は

約四千坪で、その中で他局が同居して

いるが、これを全部使用するとして」、

課長には、もちろん十分相談の上作っ

たものでありまして、これには、もち

ろん担当の技術部長、技術課長も入っ

ておるわけでござります。われわれと

しましては、先刻申しましたような大

きな補充が必要である」云々と書いて、それで「この

種頭脳的執務環境として一人最低三な

いし四坪確保することが必要である」

この案を作つたわけでございまして、

云々というて、かなり数字を示して書

いているわけなんですね。井上長官ど

ことも、理想としてはもちろん、われ

われとしては思わないわけではござい

ますけれども、なおかつ補充が必要

だと、こういふことなんですね。

○政府委員(井上尚一君) 私の考えと

云々といふことなんですが、これはもちろん、申

さまでなく年次別に、三十五年には

八十名、三十六年には七十五名といふ

うに、年度を追うて増員して参ること

でございますので、われわれとしまし

ては、その全体のスペースの点につきま

しては、十分考えておるわけでござ

うには参らぬことになると思うのです

が、そういう考え方を持って身動きが

できぬで能力が發揮できないという

ことであるならば、長官のお考えのよ

うには参らぬことになると思うのです

が、そういたしますというと、せつか

くの増員計画を立てられましても、庁

舎が狭隘であるというので、能力が思

うように發揮できなかつたと、そうし

ますと結果としては、その累積をす

る帶貨ははけない、こういうことに

は、現在の面積におきまする、これを

ますが、この点につきまして、今後

必要に応じまして、その辺の必要な

スペースの確保という点につきまして

は、現在の面積におきまする、これを

ますが、この点はどうなんですかね。も

しこういうことを委員会の方にお出し

いたぐ場合には、実際に執務に携わ

る場合、長官が必ずしも執務に携わ

ておらないというわけではありません

が、ほんとうに審査審判をやります諸

君の意見を十分に反映をして、そうし

て十分に、その能力が發揮できるよう

な環境に必要なものを確保して、そう

してやはり財政上それが必要である

ものならば、予算を獲得するというふ

うに努力をされるべきだと思うので

すが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(井上尚一君) 今回の資料

も申し上げましたように、理想的な案

は理想的な案としまして、われわれの

今後の長い目をもつての目標として

は、これを参考にいたして参りますけ

れども、現実的な改善を進めて参るに

つきましては、拡張よりは、スペース

の利用度の向上というふうに、物事

は、そういうふうな順を追うて考えて

いきたいと思うわけでござります。

○島清君 能力の増進の問題に関連し

てですが、それを高めていくために増

員をしなければならぬということは、

よくわかりますが、今の実数は、定員

との関係においては、その人数はどう

なつておるのでですか、定員数に達して

いるのですか。

○島清君 能力を増進の問題に関連し

てですが、それを高めていくために増

員をしなければならぬということは、

よくわかりますが、今の実数は、定員

との関係においては、その人数はどう

なつておるのでですか、定員数に達して

いるのですか。

○政府委員(井上尚一君) 達しております。

○島清君 そうですか。定員数に達して

いるけれども、なおかつ補充が必要

だと、こういふことなんですね。

○政府委員(井上尚一君) さようでござ

ります。

○島清君 わかりました。

それから何か弁護士会の方から、審

判の実務というのには独立したような職

務内容を持つておるので、もう少し審

査、審判に独立性を持たしたらどう

か、こういったような意見があるやに

仄聞をしておりますし、さらにあなた

のところに、何かそういったような

要望書といいますか、請願書といいま

すか、それが参つておるように仄聞を

してあります。が、そういうことについ

ては、どのようにお考えでござりますか。

○政府委員(井上尚一君) それは外部

からの要望書でござりますか。

○島清君 ええ。

○政府委員(井上尚一君) 弁護士会と

お伺いしましたが、弁護士会、あるいは

は弁理士会、そういう外部の団体から

は、私どもは、そういう審査官、審判

官の独立性ということにつきましての

要望といふものは聞いておりません。

○島清君 それで、私は聞き違いであ

るかも知れませんが、私も、その話

を聞かされたときに、それはどうだ

うだな、なるほどそういうえは、その一件

の事項に、審査審判をしていくので

あるから、それは、なるほど一件一件

をこう眺めていくと独立性を持つてお

はないかと、こういう感じを受けて、

その話を聞いていたのですが、そういう

ことについて、どのようにお考え

でござりますか。

○政府委員(井上尚一君) 私の考えと

云々といふことなんですが、これはもちろん、申

さまでなく年次別に、三十五年には

八十名、三十六年には七十五名といふ

うに、年度を追うて増員して参ること

でございますので、われわれとしまし

ては、その全体のスペースの点につきま

しては、十分考えておるわけでござ

うには参らぬことになると思うのです

が、そういう考え方を持って身動きが

できぬで能力が發揮できないという

ことであるならば、長官のお考えのよ

うには参らぬことになると思うのです

が、そういたしますというと、せつか

くの増員計画を立てられましても、庁

舎が狭隘であるというので、能力が思

うように發揮できなかつたと、そうし

ますと結果としては、その累積をす

る帶貨ははけない、こういうことに

は、現在の面積におきまする、これを

ますが、この点はどうなんですかね。も

しこういうことを委員会の方にお出し

いたぐ場合には、実際に執務に携わ

る場合、長官が必ずしも執務に携わ

ておらないというわけではありません

が、ほんとうに審査審判をやります諸

君の意見を十分に反映をして、そうし

て十分に、その能力が發揮できるよう

な環境に必要なものを確保して、そう

してやはり財政上それが必要である

ものならば、予算を獲得するというふ

うに努力をされるべきだと思うので

すが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(井上尚一君) さようでござ

ります。

○島清君 わかりました。

それから何か弁護士会の方から、審

判の実務というのには独立したような職

務内容を持つておるので、もう少し審

査、審判に独立性を持たしたらどう

か、こういったような意見があるやに

仄聞をしておりますし、さらにあなた

のところに、何かそういったような

要望書といいますか、請願書といいま

すか、それが参つておるように仄聞を

してあります。が、そういうことについ

ては、どのようにお考えでござりますか。

○政府委員(井上尚一君) 私の考えと

云々といふことなんですが、これはもちろん、申

さまでなく年次別に、三十五年には

八十名、三十六年には七十五名といふ

うに、年度を追うて増員して参ること

でございますので、われわれとしまし

ては、その全体のスペースの点につきま

しては、十分考えておるわけでござ

うには参らぬことになると思うのです

が、そういう考え方を持って身動きが

できぬで能力が發揮できないとい

うことであるならば、長官のお考えのよ

うには参らぬことになると思うのです

が、そういたしますというと、せつか

くの増員計画を立てられましても、庁

舎が狭隘であるというので、能力が思

うように發揮できなかつたと、そうし

ますと結果としては、その累積をす

る帶貨ははけない、こういうことに

は、現在の面積におきまする、これを

ますが、この点はどうなんですかね。も

しこういうことを委員会の方にお出し

いたぐ場合には、実際に執務に携わ

る場合、長官が必ずしも執務に携わ

ておらないというわけではありません

が、ほんとうに審査審判をやります諸

君の意見を十分に反映をして、そうし

て十分に、その能力が發揮できるよう

な環境に必要なものを確保して、そう

してやはり財政上それが必要である

ものならば、予算を獲得するというふ

うに努力をされるべきだと思うので

すが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(井上尚一君) さようでござ

しましては、審査と審判の段階におきましては、相当性格が違うと思うわけでございます。申すまでもなく、審判官といたしまして、合議体でも審理をいたすことになつておるわけでございまして、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性ということをかなり重く見まして、重んじてきましたが、審査ということにつきましては、これはただいま申しましたように、審判とは性質がだいぶ違うわけでございますので出願審査官と審判官とを同一に扱うということは、適当ではないと考えております。今申しましたように、少くとも審判官につきましては、その独立性という気持は、十分もち、またそういうふうに從来運用して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性ということをかなり重く見まして、重んじてきましたが、審査ということにつきましては、これはただいま申しましたように、審判とは性質がだいぶ違うわけでございますので出願審査官と審判官とを同一に扱うということは、適当ではないと考えております。今申しましたように、少くとも審判官につきましては、その独立性という気持は、十分

もち、またそういうふうに從来運用して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性ということをかなり重く見まして、重んじてきましたが、審査ということにつきましては、これはただいま申しましたように、審判とは性質がだいぶ違うわけでございますので出願審査官と審判官とを同一に扱うということは、適当で

はないと考えております。今申しましたように、少くとも審判官につきましては、その独立性という気持は、十分

もち、またそういうふうに從来運用して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性ということをかなり重く見まして、重んじてきましたが、審査

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) 私としまし

ては、先ほど申しましたように、從来

長年の特許局の伝統的空氣といたします

て、そして関係者全般の認識とい

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) 私としまし

ては、先ほど申しましたように、從来

長年の特許局の伝統的空氣といたします

て、そして関係者全般の認識とい

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) 特許につき

まして、同日の出願、二以上の出願が

同日にございました場合には、ただい

ま御指摘の通り協議が成立しない場合

には、ともに特許しないということに

なっておるわけございますが、この

理由は、御承知の通り甲、乙いずれか

に、もし特許いたしますと、どちらか

は権利者になりますけれども、その他

という結果に相なるわけございま

す。で、これは、あまりにも違います

と申しますが、そういう結果を来た

すわけございます。が、ともに特許

しないということになりますると、ど

ちらもその発明にかかる技術を使用す

ることはできるわけでございます。で

すから、特許権が独占権としましての

性質上、これが同日の出願といふこと

はつきりした明文を設けるということ

でござります。そのときには、ともに登録はしな

い、こういうふうになつているわけでござります。

それは、現行法第四条では、同日の

出願があるとき、出願者同士の協議に

よつて登録することにしてあるわけで

すね。協議が整わないときはどうする

ます。

○島清君 それから、これは第四条に

規定されておるのでですが、四条の第一

項です。いすれかに特許しますより

かし法文上、明文を設けるかどうかのい

うものは、従前通り、将来も、そう

いうふうに運用を続けて参りたいと考

えております。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、司法定的な性質を非常に帶びておるわけでございます。そういうわけで、特許局としましても、從来から審判官につきましては、その独立性

ということにつきましては、特別考

えでございます。

○政府委員(井上尚一君) これまでの

特許局としましての運用、そうして

関係者の認識というものが、審判官に

ついては、独立的な性質をかなり持つ

ているという、そういうことを当然考

えていたわけでございますので、今度

のこの改正の機会に、從来のわれわれ

の考え方を一步進めまして、これを法

文の上で、さらに、そいつを一そ

ういうふうに改正した次第でござい

ます。

○島清君 かりに、政府の方からお出

して参つたつもりでございます。

○島清君 この改正法案を創案をされ

ます。申すまでもなく、その性質上、

とが適当であろうと、かように考えて
おります。

○委員長(田畠金光君) ちょっと速記
をとめて。

午後六時五分速記中止

午後六時三十分速記開始

○委員長(田畠金光君) 速記を起し
て。
本日の委員会は、これで散会いたし
ます。

午後六時三十一分散会

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局